

令和6年度

# ディスクロージャー誌

【令和6年4月1日～令和7年3月31日】



山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1

電話 0235-64-3000

## はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

J A庄内たがわは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

庄内たがわ農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

# 目次

## ごあいさつ

1. 基本理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和6年度）	3
5. 農業振興活動	8
6. 地域貢献情報	9
7. リスク管理の状況	12
8. 自己資本の状況	15
9. 主な事業の内容	16

## 【経営資料】

### I 決算の状況

1. 貸借対照表	34
2. 損益計算書	36
3. 注記表	40
4. 剰余金処分計算書	62
5. 部門別損益計算書	63
6. 会計監査人の監査	64

### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	65
2. 利益総括表	65
3. 資金運用収支の内訳	66
4. 受取・支払利息の増減額	66

### III 事業の概況

1. 信用事業	67
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関連の貸出金残高	

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生政策開示債権区分に基づく債権の保全状況

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

⑪ 貸出金償却の額

(3) 内国為替取扱実績

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

② 商品有価証券種類別平均残高

③ 有価証券残存期間別残高

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

② 金銭の信託の時価情報

③ デリバティブ取引、金融デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

(6) 預かり資産の状況

① 投信信託残高（ファンドラップ含む）

② 残高有り投信信託口座数

2. 共済取扱実績 75

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(4) 年金共済の年金保有高

(5) 短期共済新契約高

3. 農業・生活その他事業取扱実績 77

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

② 買取販売品

(3) 保管事業取扱実績

(4) 利用事業取扱実績

(5) その他の事業取扱実績

① 加工事業取扱実績

② 福祉介護事業取扱実績

③ 農用地利用調整事業取扱実績

④ 共同管理施設利用事業取扱実績

⑤	その他事業取扱実績		(9)	連結剰余金計算書	
⑥	指導事業収支内訳		(10)	農協法に基づく開示債権	
			(11)	連結事業年度の事業別経常収益等	
IV	経営諸指標				
1.	利益率	80	2.	連結自己資本の充実の状況	138
2.	貯貸率・貯証率	80	(1)	自己資本の構成に関する事項	
			(2)	自己資本の充実度に関する事項	
V	自己資本の充実の状況		(3)	信用リスクに関する事項	
1.	自己資本の構成に関する事項	82	(4)	信用リスク削減手法に関する事項	
2.	自己資本の充実度に関する事項	84	(5)	派生商品取引及び長期決済期間取引 の取引相手のリスクに関する事項	
3.	信用リスクに関する事項	89	(6)	証券化エクスポージャーに関する事 項	
4.	信用リスク削減手法に関する事項	98	(7)	CVAに関する事項	
5.	派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	100	(8)	マーケット・リスクに関する事項	
6.	証券化エクスポージャーに関する事項	100	(9)	オペレーショナル・リスクに関する事項	
7.	CVAに関する事項	101	(10)	出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	
8.	マーケット・リスクに関する事項	101	(11)	リスク・ウエイトの見なし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	
9.	オペレーショナル・リスクに関する事項	101	(12)	金利リスクに関する事項	
10.	出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	101	VII	財務諸表の正確性等にかかる確認	158
11.	リスク・ウエイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	102		【JAの概要】	
12.	金利リスクに関する事項	102	1.	機構図	159
VI	連結情報		2.	役員構成（役員一蘭）	160
1.	グループの概況	102	3.	会計監査人の名称	160
(1)	グループの事業系統図		4.	組合員数	161
(2)	子会社等の状況		5.	組合員組織の状況	161
(3)	連結事業概況		6.	特定信用事業代理業者の状況	161
(4)	最近5年間の連結事業年度の主な経 営指標		7.	地区一覧	161
(5)	連結貸借対照法		8.	組合の沿革・あゆみ	162
(6)	連結損益計算書		9.	店舗等のご案内	165
(7)	連結キャッシュ・フロー計算書				
(8)	連結注記表				

## ごあいさつ

“JA庄内たがわ”は山形県庄内地方の鶴岡市（旧・藤島町、旧・温海町、旧・羽黒町、旧・櫛引町、旧・朝日村）と庄内町（旧・余目町、旧・立川町）、および三川町の1市2町（旧7町1村）を区域とし、庄内平野、出羽三山、日本海等の自然に恵まれた風光明媚な農業地帯にあります。

当JAは営農指導・販売、信用、共済、生産資材、福祉介護の各事業を行っており、JA事業における機能、経営体質の強化と組織づくりにより、総合農協として地域の方々、利用者の皆様の豊かな農（みのり）と生活（くらし）をサポートし、信頼とサービス、満足度の追及に向けた事業を展開しており、広く地域の皆様より親しまれております。

国民の間で農畜産物に対する安心・安全・新鮮・美味しさを求める声が高まる中、当JAでは管内農畜産物の「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」への対応や「生産履歴記帳運動」に取り組み、消費者に生産履歴を開示・提示できる体制を築いております。

基幹作物である米の生産については、生産者と一体となり気象変動に対応し食味向上及び安定生産を図るため土づくりを基本に取り組み、「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」を中心に「こだわり米」として安定供給ができるように取り組んでおります。園芸作物としては、「庄内柿」「きゅうり」「枝豆」「ねぎ」「花き」等の雄大な自然が育んだ特産品を取り扱うとともに、自ら経営するワイナリーで、地元醸造用ぶどう原料100%のワイン等を製造・販売し、県内外から広くご利用いただいております。

生産資材店舗は、拠点であるJAグリーンふじしま店を中心に利用者の利便性と満足度の向上、低コスト生産を支援する事業を展開しております。配送センターでは、広域集中管理搬送体制に取り組み、配送コストの低減や配送の効率化を図り生産資材の安定供給に努めております。また、インターネット利用によるタッチパネル方式のJA版農業電子図書館を店舗に設置し、その有効利用により病害虫診断や適正農薬の選定など商品説明・情報提供等のサービス向上に取り組んでおります。

教育文化活動としては、約800名の女性部員を中心に支部ごと地域の特性を生かした活動をしております。また、女性部共同購入、女性大学、親子料理教室を開催し、文化活動や食農教育を通してJAの理解やJAファンづくりに取り組んでおります。

信用事業においては、農業・地域の成長を支援する取り組みとして金融サービスの拡充と営業力の強化を図り、顧客本位の業務運営に努めております。

共済事業においては、相互扶助の理念のもとライフアドバイザーによるサポート体制を通じて、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障を提供しております。豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりと、組合員・利用者本位の業務運営に取り組んでおります。

当JAの経営内容についてお目通しいただきますが、皆様のご利用に報い得ることを確信しております。

今後も「JA庄内たがわ」は、地域・利用者の方々と共に、「豊かさ」、「活力」の組織づくりをテーマとして取り組み、地域・利用者の負託に応える「信頼」と「満足度」の向上を目指してまいります。

皆様にも「JA庄内たがわ」の事業の輪に参加下さいますようお願い申し上げます、ご挨拶いたします。

庄内たがわ農業協同組合  
代表理事組合長 海藤 喜久男

---

## 1. 基本理念

---

私たちJA庄内たがわは、地域の人と共に「豊かな<sup>みのり</sup>農」「豊かな<sup>くらし</sup>生活」「豊かな<sup>つち</sup>大地」を実現するため、つねに期待と信頼に応える新たなJAをめざします。

---

## 2. 経営方針

---

### 経営指針

1. 自然との共生を図り、安全な農産物を提供します。
2. 地域農業の活性化と魅力ある農業経営を追求します。
3. 地域・利用者からの「声」を大切にし、満足度の高いサービスを提供します。
4. 夢を描き、未来を担う人づくりをすすめます。
5. 公正で誠実な事業を展開し、組織改革を行い、経営を健全化します。

### 事業指針

#### I. 豊かな<sup>みのり</sup>農

夢ある農（みのり）を創造し、人と地域の活性化を実現します。

1. 営業力の強化と生産コストの低減に取り組み、農業者の所得を増大させます。
2. 新たな担い手の育成と地域の担い手を支援します。
3. 新たな強い営農基盤を築き、地域農業を発展させます。

#### II. 豊かな<sup>くらし</sup>生活

地域の営農と生活（くらし）を支え、安心して豊かな地域社会の実現に貢献します。

1. 地域に根ざしたふれあい活動を通じ、心豊かなくらしを提供します。
2. 組合員・利用者目線に立ち、地域のくらしをトータルサポートします。
3. ゆとりと生きがいのあるくらしを提供します。

#### III. 豊かな<sup>つち</sup>大地

総合力を発揮し、人と地域に寄り添う「JA庄内たがわ」を実現します。

1. 総合農協の機能を最大限発揮し、利用者満足度の向上を図ります。
2. JAを地域の拠り所とし、組合員との繋がりを深め、組織基盤を拡充します。
3. 農（みのり）と生活（くらし）の実現のため、経営基盤を強化します。

---

### 3. 経営管理体制

---

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で組織される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

---

### 4. 事業の概況（6年度）

---

#### 全般的概況

日本経済は、雇用・所得環境が改善しつつあり、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。一方、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、国際的にも、政治・経済情勢の一層の不透明化、気候変動、世界的な人口増加等の複合的なリスクが顕在化しています。

国内農業情勢について、政府は昨今の我が国農業をめぐる大きな情勢変化を踏まえ、食料安全保障の確保を目的に、四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法を改正するとともに、新たに基本計画を閣議決定し、初動5年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置づけ、施策を集中的に実行することとしています。国内の生産現場は、生産資材価格が高止まる一方、多くの品目において価格への転嫁は十分追いついておらず、自然災害も激甚化・頻発化する傾向にあるなど、厳しい状況が続いています。

農村・JAを取り巻く環境は、農村部を中心に過疎化・高齢化は進み、組合員総数は減少に転じ、事業・経営環境は厳しさを増しています。また、行政によるJA版早期警戒制度の運用も開始され、地域農業の実態や環境の変化を踏まえた収支シミュレーション・収支改善策の策定が求められています。

こうした情勢の中、当JAでは本支所施設の再編を進め、令和7年2月新余目支所と立川支所を再編統合し北部支所を、4月からは櫛引支所と朝日支所を機能再編し南部支所を立ち上げ、今後の再編についても継続して協議を進めていく必要があります。

昨年開催された第30回JA全国大会および山形県大会では「協同活動と総合事業で食と農を支え、豊かなくらしと活力ある地域社会を実現する」を掲げ、その実現に向けて5つの取組戦略を設定し、JAグループ一体となって実践していくこととしており、当JAにおいてもJA大会の目標実現ならびに長期基本構想の目標実現に向け、第10次中期経営計画（案）を策定致しました。

農協の理念である「相互扶助」「自主・自立」「共存共栄」のもと、持続的な農業・地域共生の未来づくりに向け「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現のため、組合員をはじめ地域の皆様のご協力を頂き、役職員一丸となって各事業目標達成に向けて取り組んでまいりました。

ここに、令和6年度の事業概況についてご報告申し上げます。

#### 営農販売事業

##### 農業振興

令和6年度農林水産関係補正予算は、新基本計画推進集中対策として大幅に措置されており、予算措置の背景にはJAグループの意思が反映されたものになっています。また、水田活用の直接支払交付金について、5年間で一度も水張りが行われない農地を交付対象水田としない方針は、年度末に一部見直しをするとの見解が示されました。これは、ひとえに関係機関と連携のもと要請運動を展開し、全国の農業者の声を届けてきた事が成果に繋

がったと考えています。

担い手対策は、各種補助事業や農協単独事業を活用した初期投資への支援や、税務申告支援、労働力確保に向けた取り組み、農業経営リスクを補う収入保険をはじめとしたセーフティネットや労災保険等の各種制度の周知と推進に取り組みました。また、情報提供の実施と関係機関と連携した法人支援や、新規就農に関する相談機能・就農支援に取り組みました。

安全・安心農産物の生産については、JA 庄内たがわ統一作目部会の品目を中心に出荷前残留農薬分析を行い、農薬飛散防止対策や生産工程管理記帳運動の周知徹底と精度の向上、チェック体制の機能強化に取り組みました。

## 米 穀

令和6年産米の出荷契約は主食用米、水田活用米穀を合わせて前年比98.7%、主食用米に占める「はえぬき」「つや姫」「雪若丸」を合わせた品種構成率は90.5%（前年89.9%）となりました。

水稻の移植始期以降、気温は平年並みからやや高く日照時間は平年並みで経過し、7月に入り長雨と豪雨の影響から葉色は濃く、草丈が長く生育し幼穂形成期には生育量を考慮した穂肥対応となりました。8月は昨年ほどではないものの、平年を上回る高温で経過し、特に最低気温が高く白未熟粒の発生が懸念されました。実収は穂数が少なく、籾数が平年並みから少ない状況に加え、くず米歩合が高かったことにより平年を大きく下回り、山形県の作況指数は97と6年ぶりとなる「やや不良」、庄内では94「不良」となりました。

品質については、出穂後の積算気温が高く、8月中旬以降の断続的な降雨により、品質の低下が懸念されましたが1等米比率98.2%と高品位を確保する事が出来ました。

大豆の播種作業は概ね6月中旬に作業を終了することができましたが、7月の長雨と豪雨により生育に大きな影響が出ており、一部では収穫を断念せざるを得ない圃場も発生しました。平均荷受反収は127.3kg/10a（前年比68.8%）と前年を下回る結果となり、検査実績においても前年比80.5%でありました。品質については、新大豆センターの稼働もあり、高品位での調製が可能となった事から2等級以上の格付け数量が増加しました。

蕎麦は播種直前の7月25日からの豪雨の影響により耕起作業が進まず、本格的な播種作業は8月に入ってからとなりました。特に播種始期が大幅に遅れ、播種作業が短期間に集中したものの出芽揃いは良好でありました。検査実績は前年比137.3%と収穫量が増加しました。

米の販売状況は、在庫量の減少から新米の出回り初期から高値での取引が行われ、米卸などの取扱い業者は原料調達に苦慮している状況でありました。業務用の6年産米への切り替わり時期も前年に比較すると2か月ほど前倒しされておりますが、販売進捗は量販店等でのセール販売の廃止や数量制限などの販売が行われている事から6年産米の販売進捗は36.2%（前年実績36.2%）となりました。

精米店頭価格は、6年産米の流通量の不足感から消費地の量販店に於いては5年産米に比べ精米5kgあたり2,000円～2,500円程度高い状況です。

令和6年産米は、販売環境の変化に即応した価格を意識して販売に努めるとともに、これまで農協直接販売米の取り扱いに協力いただいていた実需者との信頼関係を意識しつつ安定した市場シェアを確保するべく、持続可能な米生産につながる販売活動を実践してまいりました。米穀事業取扱販売高は12,307,643千円、計画比112.7%（前年比115.0%）の結果となりました。

## 園芸特産

本年度は、7月25日と9月20日に集中豪雨が発生し生育期、収穫期を迎えていた野菜・花卉について、生育不良や収穫量の減少など大きな影響を受けました。

果樹については、6月下旬の高温の影響からサクランボは、ウルミ果、しばみ果が発生し収量に大きな影響を受け、集荷量は2.6t（前年比51.3%）となりました。醸造用ぶどうは病害の発生が少なく集荷量は154t（前年比110.0%）となりました。庄内柿では生育期間を通し気象による被害がなかった事に加え、近年にない大玉比率84.0%（前年60.3%）となり集荷量は2,415t（前年比130.6%）となりました。また、庄内柿の販売面では全国的な秋果実の不作から、市況は終始高値で推移した事と当地の等級が良好であったことから販売単価は308円/kg（前年277円/kg）と高く、販売金額は744,822千円（前年比145.3%）となりました。

野菜については、枝豆、なす、長ねぎ、メロン、赤かぶ等の野菜全般で集中豪雨の影響から生育不良によ

り、収量は減少し集荷数量では前年比 93.6%、野菜全体の販売額は 281,952 千円（前年比 98.3%）となりました。

花卉については、7月25日に発生した豪雨で収穫期を迎えていた菊類、トルコギキョウの栽培ハウスで浸水被害が発生し花芽の枯死や生育不良から、収穫に至らなかった圃場もあり集荷量は減少となりました。ストックは、栽培面積の減少から集荷量は 810,034 本（前年比 93.1%）となりましたが、販売価格では全国的な天候不順から市場では品不足となり価格 126 円（前年 94 円）と高く、販売金額では 102,681 千円（前年比 124.5%）となりました。

菌茸については、栽培に掛かる資材・燃油の高騰の影響により、冷暖房を使用する通年栽培の作型を含め栽培が全体的に減少し、集荷量 42.7t（前年比 58.7%）、販売額は 45,621 千円（前年比 62.8%）となりました。

販売については、2024 年問題への対応から花卉・青果物全般を予冷庫の活用による前々日集荷を実施し、計画出荷と市場での相対販売に取り組み、果実・野菜等の価格向上を図ることができました。特に枝豆は、生産者の所得確保に向け新ブランド「出羽美人」の本格的な販売を開始し、本年の生食用枝豆正品販売単価は 1,006 円/kg（前年比 143.5%）となり、販売先・消費者から好評価を得ることができました。

産直「んめ農マルシェ」は、新鮮な農産物提供や店先に花・野菜苗類の販売用テントを設置するなど店舗レイアウト変更に加え、SNS を活用した情報発信により、会員の出荷量・委託販売高が伸び、店舗販売額では年間計画を上回る 143,448 千円（前年比 117.4%）となり、委託販売でも販売額 65,916 千円（前年比 115.2%）となりました。

以上の結果、本年度の園芸特産事業取扱高は 1,500,982 千円で、計画比 107.8%（前年比 116.2%）の結果となりました。

## 畜 産

畜産・酪農経営は、依然として高齢化や後継者不足による生産基盤の縮小に歯止めがかからない状況が続いています。さらに、生産コストの大部分を占める配合飼料価格、輸入粗飼料価格及び燃料の異常な高騰により、経営の将来展望が描けず、担い手の規模拡大や後継者の継承等に大きな影響を与えました。

酪農は、一戸当たりの投下労働時間の増加、生産農家の高齢化や後継者不足といった実情の中、管内の生乳生産量は前年並みとなり、乳価は飲用・加工向けすべての生乳が値上げされ年間平均 128.2 円/kg（前年 121.5 円/kg）の単価となりました。

肉用牛は、前年より出荷頭数が増加しましたが、牛枝肉相場価格はエネルギーコストの上昇をはじめ、物価上昇による消費者の節約志向により牛肉需要は低迷し、管内肉用牛 1 頭当たり販売価格年間平均は黒毛和種 987,142 円（前年 895,894 円）・ホルズ去勢 511,848 円（前年 471,641 円）となりました。子牛市場は軟調な価格推移で年間の月平均（雌・去勢）が 40～50 万円相場となっており、管内子牛販売価格年間平均は 425,166 円（前年 447,454 円）となりました。

養豚は、豚熱発生阻止にあたり関係機関の支援も頂きながら防疫薬剤の購入を積極的に行っての防疫体制の強化、全頭ワクチン接種、日常飼養での衛生管理の徹底が図られました。年間相場は前年単価を上回り管内では 1 頭 45,944 円（前年 42,925 円）の年間平均単価となりました。

また、飼養管理技術及び所得の向上を目指し、経営管理手法の習熟に重点をおき、山形県畜産協会主催の畜産経営コンサルタントを計 14 農家（酪農・肉牛・養豚）が受検、特に収益に大きな影響を及ぼす事故率の減少対策について、個々の経営にあったアドバイスを受けました。

生産基盤の維持・安定を図るために、前年に引き続き、国・県・市町の支援事業等に取り組み、機械リース導入を行い、今後の生産拡大・労力軽減に向けて努めてまいりました。

3 畜種部会員農家戸数は、酪農 6 戸、肉用牛 28 戸、養豚 6 戸となっています。

以上の結果、畜産事業取扱高は 631,068 千円、計画比 115.3%（前年比 85.9%）となりました。

## 加 工

「月山ワイン」は、第 19 回フェミニリーズ世界ワインコンクールにおいて、ソレイユ・ルバン「メルロ 2022」が金賞を受賞したことを含め、9 銘柄が国内外のワインコンクールで入賞を果たし、月山ワインのワインクオリティーの高さを PR することが出来ました。

原料の買入は、総買入実績 154t（前年比 110.0%）となりましたが、山ぶどうは昨年同様に夏場の高温が影響し、買入数量 22 t（計画比 48.6%）となりました。特 A 等級比率は「山ぶどう」75.3%、「ヤマソー」89.2%となりました。

販売は、月山ワインと JA 全農の新ブランド“ニッポンエール”との共同企画商品「月のさきやき」の全国販売の拡大に取り組んでまいりましたが、国内でのワイナリーの増加及び消費の伸び悩みの影響もあり、県内外での販売高は 92,019 千円（前年比 90.8%）となりました。山ぶどう原液は、前年の夏場の高温による原料不足の影響により 18,972 千円（前年比 72.0%）となりました。

以上の結果、販売実績は 142,573 千円、計画比 84.9%（前年比 88.0%）となりました。

#### 生産資材

令和 7 年春肥の価格は令和 6 年春肥対比で全肥料平均 8%程度の値上がりとなり、農薬を含めた生産資材全般の価格も微増となりました。そのような状況下において仕入価格の交渉や、仕入先の多角化、早期引取による価格の抑制に努めました。令和 7 年用肥料予約注文においては引き続き JA 庄内たがわ推奨商品の設定、早期予約注文の積み上げによる早期引取の強化で更なるコスト引き下げ対策を実施しました。

また、組合員や組合員が組織する団体へは、生産資材大口価格対策、肥料の年内引取価格対策など当 JA 独自のコスト低減対策を継続して実施してまいりました。

これまで以上に全農山形生産資材推進室や営農指導部門と連携を図り、組合員との相談体制の強化による生産資材予約推進活動を展開しました。

以上の結果、生産資材供給高は 3,442,070 千円、計画比 100.5%（前年比 96.9%）となりました。

#### 信用事業

農業・地域の成長を支援する取り組みとしては、農業融資渉外を中心にアクトチームとの部門間連携、(株)あいとサービス農機部門との事業間連携を実施し、農業法人・担い手への「出向く相談機能」を積極的に展開しながら、JA バンク利子補給事業を活用した有利な情報提供と融資提案を行い、農業融資は 1,252 百万円、計画比 98.6%（前年比 117.5%）の実績となりました。生活資金でも住宅ローン・小口ローンで年間を通してキャンペーンを開催し、住宅ローンは 3,840 百万円、計画比 192.0%（前年比 235.4%）、マイカーローンは 448 百万円、計画比 110.8%（前年比 113.7%）、教育ローンは 41 百万円、計画比 69.5%（前年比 66.1%）の実績となりました。

組合員・利用者接点の再構築に向けた取り組みでは、非対面サービス（バンクアプリ・個人法人インターネットバンキング）の利用拡大と、効率的な業務の見直しを図りました。

令和 7 年 2 月の「北部支所」オープンに向けて、北部支所（新事務所）に店内 ATM1 台、旧梵天に店外 ATM1 台、また旧立川支所に店外 ATM1 台を設置し、利用者の方の利便性の確保を図りました。

また、JA バンクとの連携で、食農教育として管内小学校へ 590 冊の教材本を寄贈し、食・農業・環境・の役割について、地域の未来を担う子供たちの理解を深める活動や、各支所で「金融相談会」を開催したところ多数の方の関心があり、大変な好評をいただきました。

以上の結果、年度末貯金残高 117,482 百万円、計画比 101.8%（前年比 101.9%）、貸出金残高 34,632 百万円、計画比 105.2%（前年比 105.1%）、貯貸率は 29.5%（前年 28.6%）となりました。

#### 共済事業

普及活動については、ライフアドバイザーによる JA 共済の責務である「契約者への 3Q 活動」を確実に実践するとともに、保障充足に向けニーズを捉えた「ひと・いえ・くるま・農業」の最適な保障提供を通じ、組合員・利用者に安心と満足を届ける活動の強化に取り組まれました。推進総合実績については、短期共済実績が 761 万ポイント（前年比 101.2%）となりましたが、組合員・利用者の高齢化と減少、基幹的農業従事者の減少、農業経営の大型化・法人化、物価高の影響による個人消費の減少、JA 職員数の減少に伴うライフアドバイザー体制の縮小などが要因となり、長期共済実績 261 万ポイント（前年比 86.3%）、推進総合実績で 1,022 万ポイント（前年比

96.9%)と厳しい状況となりました。

保全活動については、組合員・利用者への利便性向上と環境への配慮、事務負荷軽減に向けた継続した取り組みのペーパーレス(PL)・キャッシュレス(CL)手続きを推奨し、Webマイページ登録の普及に努めました(ペーパーレス割合95.8%、キャッシュレス割合92.5%)。

生命・建物満期共済金及び事故共済金は11,881件(前年比94.6%)52.6億円(前年比91.9%)となり、迅速な共済金の支払いに努めるとともに、多くの組合員・利用者にお役立ていただきました。また、交通事故対応時には支所連携と安心サポーターによる現場急行に努め、利用者総合満足度では96.4%と県内平均以上の高い評価を受けています。

尚、安心して暮らせる地域づくりのための交通安全啓蒙活動として、市町へのカーブミラー寄贈とアンパンマン交通安全キャラバンを開催しました。

## リスク管理

「コンプライアンス・プログラム」の進捗管理を徹底するとともに、業務の運営・管理の改善や不祥事の未然防止を図るため各種巡回調査指導の実施、また、クロスチェックの実施により、現金管理の牽制強化・事務手続きの理解深化に取り組みました。更に、事務リスク管理態勢の実践に向けた研修会の実施、自主検査による内部牽制の強化と職場内規律の点検に努めました。マネー・ローンダリング等の防止においては、系統マネロンシステムにより、顧客情報の再確認を実施、取引モニタリングで異常取引等の検知を継続的に実施しリスク低減に努めました。

内部統制統括部署として、管理・営農経済事業における内部統制文書を作成・運用し、有効性向上・定着化を図るため内部統制検討会議でローリングを行い、監査法人監査に対応した内部統制機能の向上に取り組みました。また、受託組織会計については、取扱要領に則り受託組織契約以外の組織口座を対象に、通帳・印鑑の保管状況にかかる外部確認を継続実施することで、受託組織会計事務の厳格化と適正化を図りました。

## 総務

本年度は第9次中期経営計画の最終年度として、部門間連携による組合員・地域利用者へのサービス向上を図り、座談会や総代会等の意見・要望を踏まえながら、農を基軸とした組織として事業展開に取り組みました。

また、組合員及び地域住民に向け、JA広報誌「Aito」やホームページ・SNS等の活用やYouTubeチャンネルの開設、日本農業新聞に対し適時な情報提供を行い、地域農業やJA事業の理解促進を図りました。

女性のJA運営参画については、政府が策定した「第5次男女共同参画基本計画」や農業協同組合法において、女性役員の積極的な登用が求められている中、次期役員・総代改選に向け女性役員・女性総代の選出・選任方法等について、検討委員会を立ち上げ協議するとともに、全国統一目標である女性総代15%の目標達成に向け、総代との話し合いを実施しました。

### 女性組織および教育文化事業活動

女性部活動については、女性部三役が運営委員となり第17期の女性大学「あいとスクール」を開催し、陶芸教室や加工所体験などで地域の仲間づくりを進め、次世代を担う女性リーダー育成に努めました。また、女性部員の仲間づくりの取組みとしてグループでの活動や料理教室、フラワーアレンジメント、軽スポーツ、家の光手芸教室を開催しました。

地産地消・食農教育の取組みとして地域の特産品である「米、大豆」を使った味噌作りや親子料理教室を開催いたしました。また、フードドライブ活動として、各家庭からの食料品、日用品など各支部を通して管内の社会福祉協議会に寄贈いたしました。

### 福祉介護

「JA庄内たがわ高齢者福祉事業基本方針」に基づき、介護予防活動、JA高齢者生活支援活動の展開、介護保

険事業に取り組み、高齢者が元気で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくりの取り組みを展開してまいりました。

介護保険事業では、通所介護施設（デイサービス）において、自立支援型介護を基本とした機能訓練や季節のイベント等を施設内で実施するとともに、利用者本位のサービス提供をスタッフ一同心掛け、利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の維持、向上に努めました。

あわせて、居宅介護支援（ケアマネジャー）では「適切なケアマネジメントの手法」により、要介護者本人と家族の生活の継続を支える相談援助業務の質の向上を図りました。

以上の結果、3月末介護保険事業利用者 422 名・年間利用料 171,467 千円、計画比 114.3%（前年比 117.6%）の実績となりました。

## 経営企画

本年度は、経営基盤の確立・強化を図るため、JA 経営をめぐる事業環境の変化に対応する取り組みをいたしました。

財務面については、成行シミュレーションを実施の上、経営改善策を検討し、PDCA サイクルによる進捗管理を行うとともに、各事業の部門採算性など事業・施設の状況を再検証し、経営諸比率の維持・遵守を考慮した必要性重視の設備投資を行いました。また、会計基準に則り適正な減損損失を計上し、将来に損失を繰り延べないよう財務の健全化を図りました。

業務システムについては、県統一システムの安定稼働に向け関係機関と連携を図り、課題等を解決しながら経営管理の精度向上に努めるとともに、次期県統一システムの更新に伴い、機能性・効率性などシステムのあり方を検討してまいりました。

人事教育面においては、信頼される職員の育成を図るため、能力開発に向けた研修をはじめ、職場内外教育を実施し、職員の自己啓発と意識高揚を図りました。また、地域との絆を強化する「地域貢献活動」「職員農業研修」に積極的に取り組んでまいりました。

以上が本年度の事業概況であります。今後とも組合員はじめ地域の皆様の負託に応えるため、役職員一丸となり取り組んでまいりますので変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

---

## 5. 農業振興活動

---

### 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

安全・安心な農産物への取り組みとして、生産履歴記帳運動については、「やまがた農産物安全・安心取り組み認証制度」の登録品目数を 5 品目（庄内柿・枝豆・きゅうり・ミニトマト・ねぎ）とし、山形県版 GAP（生産工程管理）に取り組んでおります。

また、農産物生産工程の管理については、各作目部会や関係機関と連携を強化し、農薬飛散防止対策の徹底と出荷前残留農薬分析を実施して、安全・安心な JA 庄内たがわ産農産物の生産・販売に努めております。

### 担い手育成の取り組み

担い手の安定経営のため、JA グループの支援事業や園芸振興支援助成等の活用による施設・農機の初期投資への支援、税務会計申告支援、社会保険等の加入・申請、記帳代行等の支援強化に取り組んでおります。

また、関係機関と連携し法人化支援や、幅広い情報を迅速に組合員へ提供するため、営農指導員や担い手支援係による訪問活動、新規就農者受入協議会等を窓口とした、新規就農に関する相談機能や就農支援に取り組んでおります。

## 地産地消・食育への取り組み

管内における地産地消の取り組みとしては、JA 庄内たがわ産農産物の消費拡大運動の実施、学校給食等への米をはじめとする野菜等の提供に取り組んでおります。また、青年部活動として、出前授業・農業体験を開催するなど「食と農」に関する取り組みを行い、広く農業・食料・環境保全・文化継承に対する理解促進に積極的に取り組んでおります。

## 地域密着型金融への取り組み

### 農業・地域の成長を支援する取り組み

J Aバンク利子補給制度を活用し、有利な農業関連資金の充実を図り、担い手や規模拡大等の効率化支援を行っています。

併せて、資金相談や経営相談などに関する融資担当者の知識向上を図り、多様化する経営体に即した資金相談機能を強化するため「J Aバンク農業金融プランナー」の資格取得に取り組んでいます。

また、アクトチーム（営農）および(株)あいとサービスとの連携を強化し、農家・農業法人等に対して出向く活動の強化を行っております。

### 組合員・利用者接点の再構築に向けた取り組み

より広範囲なサービスの提供と相談機能拡大を行うために、職員の専門知識の習得と各種資格取得を進めながら、組合員・利用者ニーズに即した事業を展開しています。

また、「新たな生活用様式」への対応及び利用者の利便性向上のため、非対面サービスの利用拡大を図っています。

### 「持続可能な地域育成」のための取り組み

当J Aは、管内の各小学校に「農業と食への理解を深めていただく」ことを目的として、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」の寄贈など、子供育成支援活動を行っています。

---

## 6. 地域貢献情報

---

## 社会貢献活動

### 「環境・食料問題」への取り組み

環境・食料問題に対しては、世界的にも関心が高まる中に於いて農業の果たす役割が改めて見直され、JA に対する国民の期待はますます高まっております。

当JA では、生産者と一体となった取り組みとして環境保全型農業を推進し、安全・安心な農産物の生産に取り組んでおります。中でも特に主食の米につきましては、有機栽培、特別栽培など環境に配慮した「こだわり米」づくりに取り組んでおります。

また、農業用使用済みプラスチック類の適正処理についても積極的に取り組んでおります。

## 地域貢献情報

### 「地域高齢者福祉活動」への取り組み

地域・農村社会の高齢化の進行に伴い、高齢者が元気で生きがいを持って安心して暮らせる地域づくりに向けた介護保険事業を展開し、高齢者の自立を支援しております。

また、当 JA の年金受給者で組織されている「年金友の会」では、年金友の会の会員拡大と組織活動の充実を図るため、グラウンドゴルフ大会、研修旅行、各支部独自の研修会等に取り組んでいます。

#### 「年金相談会」への取り組み

当 JA では、年金受給予定者を対象に、年々複雑化する年金制度に対応するため、渉外担当者による各種相談業務の専門性を高めています。

また、顧問社会保険労務士を交え、加入期間、見込額、請求手続きなど、幅広い相談に応じる年金相談会を各支所で開催しています。

#### 「偽造キャッシュカード」への取り組み

当 JA のすべての ATM は、IC 基本形対応後の ATM が設置されており、安心して利用していただけるように被害防止と利用者保護に取り組んでいます。

#### 「中山間地域の農地保全」への取り組み

中山間地域の担い手農家の不在により耕作放棄地の拡大が懸念される中、JA 出資の法人を設立・運営し、農作業の受託、耕作放棄地の未然防止と再生などの事業として、土地利用型作物や、未来志向の園芸チャレンジ品目の作付けを行っております。農産物販売高の向上と新たな雇用創出に繋がり、地域活性化が芽生えはじめています。

### 経営者保証ガイドラインにかかる取り組み方針

#### (1) 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

#### (2) 経営者保証の契約時の対応について

- ① 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ② 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

#### (3) 既存の保証契約の適切な見直しについて

- ① 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ② 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

(4) 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続きにおける自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

---

## 7. リスク管理の状況

---

### リスク管理体制

#### [リスク管理方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、貸出業務については、信用担当部署において個別貸出先の信用リスクのみならず、員外利用状況・業種別集中・大口集中度合い等リスク構造を踏まえたリスク管理を行っているほか、二次審査体制により適正な貸出審査を行っています。また、「資産査定要領」に基づき正確な査定と、「資産の償却・引当の計上基準」に基づく正確な償却・引当を行い、不良債権については、定款・規程に基づき理事会で決定した処理方針に基づき、処理を行っています。

また、実施した査定結果の客観性を確保するため、監事による自己監査、さらには業務関連部署から独立した監査部門が内部監査を行っています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、貸出金・有価証券・預貯金にかかるALM（資産・負債の総合管理）によって行っています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、信用担当部署において、最低限確保すべき流動性預金の水準を設定しています。また、月次の資金計画を策定し適正な水準の確保を図っています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、店舗巡回指導や事務手続きの整備を行うとともに、職員向け研修体系を構築し事務リスクの低減を図っています。具体的な事務リスク管理方法については、「事務リスク管理規程」によっています。

また、不正・不祥事、苦情等の案件については、「苦情等対応要領、不祥事対応要領」により必要に応じて調査・報告を行っています。

システム外部委託については、外部委託契約におけるリスクと責任の所在を明確にするとともに、委託先の経営状況の確認を定期的に行い、リスクの低減を図っています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、「事務リスク管理規程」に基づき、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### 法令遵守（コンプライアンス）体制

#### 〔コンプライアンス基本方針〕

- 当組合は、JA の担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズをこたえる事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合員の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行してまいります。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献してまいります。
- 当組合は、農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務を遂行してまいります。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ってまいります。
- 社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持してまいります。

#### 〔コンプライアンス運営態勢〕

当 JA ではこれまでも役職員一人ひとりが自己責任原則に基づいて日常の業務に取り組み、法令、定款等を遵守するとの姿勢を堅持してまいりましたが、今後も社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な業務運営体制を遂行すべく自覚してまいります。

このためには、社会の公器としての JA の役割・使命に関する経営トップの意識の啓発とともに、理事会・監事によるチェック機能の充実、内部管理に係る諸規程の整備、監事による自己監査・内部監査結果による業務の改善、更には役職員教育の徹底と人事ローテーション等による職場風土の刷新など、内部統制の強化を図りながら、不祥事の防止のために必要な予防措置を講じてまいります。

### 金融ADR制度への対応

#### 〔金融ADR制度への対応〕

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

## 信用事業

### ① 苦情処理措置

当 JA では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JA バンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JA バンクの相談・苦情等の受付窓口につきましては、当 JA の各支所または信用部貯金資金課（TEL. 0235-64-4927）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など相談・苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、相談・苦情等の解決を図ります。

また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県 JA バンク相談所（TEL. 023-634-8234）でも、相談・苦情等を受け付けております。

### ② 紛争解決措置

苦情などのお申し出については、当 JA が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます（JA バンク相談所を通じてのご利用となります）。

- ・山形県弁護士会示談あっせんセンター（TEL. 023-635-3648）
- ・仙台弁護士会紛争解決センター（TEL. 022-223-1005）
- ・東京弁護士会紛争解決センター（TEL. 03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会仲裁センター（TEL. 03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会仲裁センター（TEL. 03-3581-2249）

上記弁護士会の利用に際しては、当 JA の信用部貯金資金課または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、TEL. 03-6837-1359）にお申し出下さい。東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

## 共済事業

### ① 苦情処理措置

当 JA では、ご利用の皆様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

まずは、当 JA の JA 共済相談・苦情等受付窓口へお申し出下さい。

庄内たがわ農業協同組合共済部（TEL. 0235-64-2210）

なお、JA 共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA 共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

JA 共済相談受付センター（JA 共済連全国本部）  
フリーダイヤル（TEL. 0120-536-093）、ご高齢者専用ダイヤル（TEL. 0120-167-100）  
受付時間：午前 9 時～午後 6 時（月～金曜日）、午前 9 時～午後 5 時（土曜日）  
（日曜・祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

### ② 紛争解決措置

ご利用の皆様からの相談・苦情等については、当 JA が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らず、中立的な外部機関を利用して解決を図りたいと申し出があった場合は、苦情の申し出内容により次の外部機関をご紹介します。また、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。

（一般社団法人）日本共済協会共済相談所（TEL. 03-5368-5757）（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一般社団法人）自賠償保険・共済紛争処理機構（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公益財団法人）日弁連交通事故相談センター（<https://n-tacc.or.jp/>）

(公益財団法人) 交通事故紛争処理センター (<https://www.jcstad.or.jp/>)

(日本弁護士連合会) 弁護士費用保険 ADR (<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

#### [内部監査体制]

当 JA では監査室を設置し、事務処理の厳格化、内部牽制機能の強化による事故の未然防止などの観点から、年 17 回の監査を実施しております。

また、業務の多様化・システム化などの情勢変化に対応できるよう、監査機能の充実・強化にも努めております。

---

## 8. 自己資本の状況

---

### 自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 7 年 3 月末における自己資本比率は、13.63%となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	庄内たがわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,836 百万円 (前年度 3,926 百万円)

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 9. 主な事業の内容

### 主な事業の内容

#### (1) 信用事業

J Aの信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うため、J A・信連・農林中金が総合力を集結した、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

#### □ 貯金業務

J Aの組合員はもちろん、地域住民の皆様方のご要望に広くお応えできますよう、生活設計のお役に立つ貯蓄商品を多数取りそろえております。

資産形成に便利な定期積金をはじめ、スーパー定期、大口定期貯金、期日指定定期貯金、変動金利定期貯金、貯蓄貯金など安全で有利な金融商品を提供し、ご利用いただいております。

当JAは、ペイオフ対策についても貯金保険機構、相互援助制度へ加入しており、皆様より安心してご利用いただけますよう万全を期しています。

#### ■ 貯金商品

【貯金商品一覧表（令和7年7月1日現在）】

##### ① 当座性貯金

種類	説明
当座貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが、払戻しに小切手、又は手形を用いる残高を超えて払戻す過振、又は当座貸越を行うことができる
普通貯金	受入れ、払戻しとも任意なもの 個人の場合は、総合口座による当座貸越ができる
営農貯金	組合員の生産物販売代金等の受入れ、生産・生活資金の払戻しをするもの 別に定める要領により、残高を超えて払戻す営農貸越を行うことができる
貯蓄貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが払戻方法に制限のあるもの 給与・年金の自動受取、公共料金の自動支払は不可
通知貯金	金額、据置期間を定めて受入れし、払戻しには予告を要するもの 預り金額 5万円以上 据置期間 7日 解約予告 解約日の2日前まで
納税準備貯金	租税納付のために貯蓄する目的貯金 支払制限：租税納付に充てる場合に限る（非課税） 納税外支払：原則課税
出資予約貯金	この組合への出資金払込みのため貯蓄する目的貯金 支払制限：原則として出資の払込に充当する場合に限る 新規での取扱い不可
JA教育資金贈与専用口座	原則として貯金者の教育資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの 払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書、請求書等の提出が必要となる
JA結婚子育て資金贈与専用口座	原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの 払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを確認するため、領収書等の提出が必要となる

② 定期性貯金

種類	説明
期日指定定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、据置期間経過後は満期日を指定できるもの
	預り金額 1円以上 3百万円未満（預入単位 1円）
	預り期間 3年以内（据置期間 1年）
	満期日 払戻日の1か月前まで払戻日（満期日）を指定する
スーパー定期	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの 単利型：個人および法人 複利型：個人
	預り金額 1円以上（預入単位 1円）
	預り期間 単利型：定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 1か月超5年未満 複利型：定型方式 3年、4年、5年 期日指定方式 3年超5年未満 ※ 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能
	満期日 期日指定：指定日 上記以外：預入日の応当日
大口定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの
	預り金額 10百万円以上（預入単位 1円）
	預り期間 単利型：定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 1か月超5年未満 ※ 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能
	満期日 期日指定：指定日 上記以外：預入日の応当日
変動金利定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定し、一定時期に金利変動を行うもの 単利型：個人および法人 複利型：個人
	預り金額 1円以上（預入単位 1円）
	預り期間 単利型：3年 複利型：3年 ※ 自動継続の取扱いが可能
	満期日 預入れ日の3年後の応当日
積立定期貯金（エンドレス型）	預入期間を定めなくてエンドレス方式で積立を行うもの
	預り金額 1円以上（預入単位 1円）
	預り期間 定めない 満期日 当該定期貯金の満期日
積立定期貯金（満期型）	預入期間を定め積立を行うもの
	預り金額 1円以上（預入単位 1円）
	預り期間 6か月以上10年以内（年単位） 満期日 契約した期日（据置期間1か月以上3年以下）
財産形成貯金（一般財形）	勤労者の財産形成のため賃金等から預入れを行う積立貯金で、一般財形は払戻しの制限はない
	預り金額 1円以上（預入単位 1円）
	預り期間 3年以上 満期日 契約した期日

種類	説明
財産形成貯金（財形住宅）	勤労者の財産形成のため賃金等から預入れを行う積立貯金で、財形住宅は貯蓄目的による払戻しが必要となる
	預り金額 1円以上（預入単位1円）
	預り期間 5年以上
	満期日 住宅等取得から1年以内
財産形成貯金（財形年金）	勤労者の財産形成のため賃金等から預入れを行う積立貯金で、財形年金は貯蓄目的による払戻しが必要となる
	預り金額 1円以上（預入単位1円）
	預り期間 5年以上（据置期間は最終預入日から6か月以上5年以内）
	満期日 5年以上20年以内 なお、受取開始日は満60歳に達した日以降の日
据置定期貯金	預入期間の定めのある貯金で据置期間経過後は満期解約扱いで、いつでも、何回でも一部支払ができるもの
	預り金額 1円以上10百万円未満（預入単位1円）
	預り期間 5年以内（据置期間6か月）
	満期日 据置期間経過後、最長預入期間（5年）以内

### ③ 譲渡性貯金

種類	説明
譲渡性貯金	預入期間の定めのある貯金で譲渡禁止の特約のないもの
	預り金額 10百万円以上（預入単位1円）
	預り期間 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 7日以上5年未満
	満期日 契約した期日

### ④ 定期積金

種類	説明
定期積金	契約金額・積立額等を定め、定期的・継続的に払込み、満期日に掛金に対する給付契約金を交付するもの
	種別 定額式：毎月一定額を積立てる方式 目標式：給付契約金額を定め、給付補填備金との差額を掛金として初回に調整する方式 満期分散式：契約期間により満期が到来する方式 逓増式逓減式：年単位で毎月の掛金を増額または減額できる方式 ※ 当組合の先払遅延に関する許容日数は10日とする。
	受入単位 1円単位
	受入金額 1回あたり1,000円以上
	受入期間 定額式・目標式：定型式 6か月、1年、1年6か月、2年、2年6か月、3年、3年6か月、4年、4年6か月、5年、10年 定額式・目標式：期日指定方式 6か月超10年未満 逓増逓減式・満期分散式：2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年
	満期日 契約した期日

□ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員及び地域の皆様には、住宅資金や自動車購入資金等各種ローンのご融資をしております。

また、地域金融機関の役割として、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の各種制度資金の代理貸付も取り扱っております。

■ 融資商品（令和7年7月1日現在）

① 農業関連資金

農地を取得したい方	アグリマイティー資金
	【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金（愛称：スーパーL資金）
農機具購入等設備投資をしたい方	JA農機ハウスローン アグリマイティー資金 農業近代化資金 アグリローン
	【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金（愛称：スーパーL資金） 農業改良資金
新たに農業を始めたい方	JA新規就農応援資金
	【日本政策金融公庫】 青年等就農資金
営農運転資金が必要な方	営農ローン 担い手応援ローン 農業経営改善促進資金（愛称：新スーパーS資金） 営農者フリーローン アグリスーパー資金 当座貸越 アグリマイティー資金(短期)
営農ローンを長期返済したい方	営農ローン切替ローン

② 事業資金

アパート経営等、事業資金が必要な方	賃貸住宅ローン 事業資金
-------------------	-----------------

③ 生活関連資金

住宅の新築・購入、住宅の増改築、太陽光発電システム等住宅関連設備取得をしたい方	住宅ローン リフォームローン
自動車・バイク購入、点検、修理、運転免許取得、簡易な車庫建設資金が必要な方	マイカーローン

子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育関連資金が必要な方	教育ローン 教育ローン（カード型）
	【日本政策金融公庫】 教育資金
レジャー、ショッピングなど自由な使いかたをしたい方	生活資金 フリーローンNEXT シルバーライフローン 総合口座 定期貯金担保貸付 定期積金担保貸付 共済担保貸付 約定返済型カードローン 多目的ローン フリーローン
JAで借入しているカードローンを長期返済したい方	カード切替ローン

④ 地方公共団体等向け

財政資金や事業資金が必要な市町村役場および開発公社等	地公体資金
----------------------------	-------

⑤ 農家経済対策資金

長期延滞が懸念され経営再建ができる方	農家経済対策資金
--------------------	----------

【貸出商品一覧表（令和7年7月1日現在）】

① 手形貸付金

種類	説明
定期貯金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金
	融資限度 当組合定期貯金契約金額の範囲内
	融資期間 1年以内
定期積金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金
	融資限度 当組合定期積金の掛込残高の範囲内
	融資期間 1年以内

② 証書貸付金

種類	説明
共済担保貸付	生活又は事業運営上必要とする資金
	融資限度 当JA所定の限度額の範囲内
	融資期間 短期：1年以内で共済契約期間以内 長期：1年超10年以内で共済契約期間以内
農家経済対策資金	経営再建対策資金
	融資限度 再建計画に基づく必要最小限度
	融資期間 1年以上25年以内（うち据置3年以内）
事業資金	組合員が必要とする営農以外の事業資金

種類	説明						
	<p>企業等の事業運営上必要な資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>短期：1年以内 長期：1年以上30年以内（運転資金は1年以上5年以内）</td> </tr> <tr> <td>保 証</td> <td>個人保証又は農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内	融資期間	短期：1年以内 長期：1年以上30年以内（運転資金は1年以上5年以内）	保 証	個人保証又は農業信用基金協会保証
融資限度	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内						
融資期間	短期：1年以内 長期：1年以上30年以内（運転資金は1年以上5年以内）						
保 証	個人保証又は農業信用基金協会保証						
地公体資金	<p>財政資金、地域開発資金、その他の資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>30年以内</td> </tr> <tr> <td>保 証</td> <td>地方公共団体の債務保証もしくは損失補償</td> </tr> </table>	融資限度	必要金額の範囲内	融資期間	30年以内	保 証	地方公共団体の債務保証もしくは損失補償
融資限度	必要金額の範囲内						
融資期間	30年以内						
保 証	地方公共団体の債務保証もしくは損失補償						
住宅ローン（一般型）	<p>住宅の新築・増改築・改修・補修 新築住宅・中古住宅の購入資金 土地の購入 他金融機関からの借換（借換と合わせた増改築・改装・補修・既往リフォーム資金を含む） おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> <li>・所要金額に対し自己資金が20%以上あること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内）</li> <li>・据置期間を6ヶ月間設定可能（借換は不可）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>保 証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> <li>・所要金額に対し自己資金が20%以上あること</li> </ul>	融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内）</li> <li>・据置期間を6ヶ月間設定可能（借換は不可）</li> </ul>	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> <li>・所要金額に対し自己資金が20%以上あること</li> </ul>						
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内）</li> <li>・据置期間を6ヶ月間設定可能（借換は不可）</li> </ul>						
保 証	農業信用基金協会保証						
住宅ローン（100%応援型）	<p>住宅の新築・増改築・改修・補修 新築住宅・中古住宅の購入資金 おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。）</li> <li>・据置期間を6ヶ月間設定可能（借換は不可）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>保 証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> </ul>	融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。）</li> <li>・据置期間を6ヶ月間設定可能（借換は不可）</li> </ul>	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> </ul>						
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。）</li> <li>・据置期間を6ヶ月間設定可能（借換は不可）</li> </ul>						
保 証	農業信用基金協会保証						
住宅ローン（借換応援型）	<p>他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金 おまとめ住宅ローン対応とそれに伴う諸費用及び借換えとあわせた増改築・改装・補修</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内</td> </tr> <tr> <td>保 証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> </ul>	融資期間	3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内	保 証	農業信用基金協会保証
融資限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> </ul>						
融資期間	3年以上40年以内（分割貸付の場合の据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内						
保 証	農業信用基金協会保証						
住宅ローン（新築・購入コース）	<p>住宅の新築・増改築・改修・補修 新築住宅・中古住宅の購入資金 土地の購入 おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以上40年以内（据置期間を含む。）</td> </tr> <tr> <td>保 証</td> <td>協同住宅ローン(株)保証</td> </tr> </table>	融資限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> </ul>	融資期間	3年以上40年以内（据置期間を含む。）	保 証	協同住宅ローン(株)保証
融資限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円）</li> <li>・必要金額の範囲内</li> </ul>						
融資期間	3年以上40年以内（据置期間を含む。）						
保 証	協同住宅ローン(株)保証						
住宅ローン（借換	他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金と借換えに伴う諸費用						

種類	説明						
コース)	<p>おまとめ住宅ローン対応及び借換えとあわせた増改築・改装・補修</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以上40年以内（据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>協同住宅ローン㈱保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	3年以上40年以内（据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内	保証	協同住宅ローン㈱保証
融資限度	・10万円以上1億円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	3年以上40年以内（据置期間を含む。） かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内						
保証	協同住宅ローン㈱保証						
住宅ローン（住まいるいちばんネクストV）	<p>土地及び住宅の購入資金 住宅の新築 リフォーム資金 借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・100万円以上1億円以下（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以上40年以内（分割貸付の場合は据置期間を含む。）</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>全国保証㈱</td> </tr> </table>	融資限度	・100万円以上1億円以下（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	3年以上40年以内（分割貸付の場合は据置期間を含む。）	保証	全国保証㈱
融資限度	・100万円以上1億円以下（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	3年以上40年以内（分割貸付の場合は据置期間を含む。）						
保証	全国保証㈱						
生活資金（長期住宅）	<p>住宅の新築・増改築・改修・補修 新築住宅・中古住宅の購入資金及びそれに伴う諸費用</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>1年以上40年以内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>個人保証</td> </tr> </table>	融資限度	必要金額の範囲内	融資期間	1年以上40年以内	保証	個人保証
融資限度	必要金額の範囲内						
融資期間	1年以上40年以内						
保証	個人保証						
賃貸住宅ローン	<p>賃貸住宅の建設 増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用 他金融機関からの借入中の賃貸住宅ローンの借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・100万円以上4億円以内（貸付単位10万円） ・必要金額の範囲内 ・年間返済額が年間賃貸収入見込額の75%以内 ・担保価格の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>1年以上30年以内（1年以内の据置期間を含む。） ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	・100万円以上4億円以内（貸付単位10万円） ・必要金額の範囲内 ・年間返済額が年間賃貸収入見込額の75%以内 ・担保価格の範囲内	融資期間	1年以上30年以内（1年以内の据置期間を含む。） ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	・100万円以上4億円以内（貸付単位10万円） ・必要金額の範囲内 ・年間返済額が年間賃貸収入見込額の75%以内 ・担保価格の範囲内						
融資期間	1年以上30年以内（1年以内の据置期間を含む。） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	農業信用基金協会保証						
事業資金（長期賃貸住宅）	<p>賃貸住宅の建設 増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位10万円）</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>1年以上30年以内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>個人保証</td> </tr> </table>	融資限度	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位10万円）	融資期間	1年以上30年以内	保証	個人保証
融資限度	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位10万円）						
融資期間	1年以上30年以内						
保証	個人保証						
リフォームローン（一般型A）	<p>住宅の増改築 改装、補修資金及び住宅関連設備資金 他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位10万円）</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>1年以上15年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位10万円）	融資期間	1年以上15年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内（貸付単位10万円）						
融資期間	1年以上15年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	農業信用基金協会保証						
リフォームローン（一般型B）	<p>住宅の増改築 改装、補修資金及び住宅関連設備資金 他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,500万円以内（貸付単位1万円）</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,500万円以内（貸付単位1万円）				
融資限度	・10万円以上1,500万円以内（貸付単位1万円）						

種類	説明						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上15年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>協同住宅ローン(株)保証</td> </tr> </table>		・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上15年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	協同住宅ローン(株)保証
	・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上15年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	協同住宅ローン(株)保証						
リフォームローン (一般型C)	<p>住宅の増改築・改装・補修資金及び住宅関連設備資金 他金融機関から借入中のリフォームローンの借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,500万円以内(貸付単位1万円) ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>1年以上15年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>三菱UFJニコス(株)保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,500万円以内(貸付単位1万円) ・必要金額の範囲内	融資期間	1年以上15年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	三菱UFJニコス(株)保証
融資限度	・10万円以上1,500万円以内(貸付単位1万円) ・必要金額の範囲内						
融資期間	1年以上15年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	三菱UFJニコス(株)保証						
リフォームローン	<p>住宅の増改築・改装・補修資金及び住宅関連設備資金 他社リフォームローン・住宅ローンの借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,500万円以内(貸付単位1万円) (営農者を除く自営業者は1,000万円以内) ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上20年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>(株)ジャックス保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,500万円以内(貸付単位1万円) (営農者を除く自営業者は1,000万円以内) ・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上20年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	(株)ジャックス保証
融資限度	・10万円以上1,500万円以内(貸付単位1万円) (営農者を除く自営業者は1,000万円以内) ・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上20年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	(株)ジャックス保証						
マイカーローン (一般型A)	<p>自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 運転免許の取得資金 カー用品の購入資金 車庫建設資金 他社マイカーローンの借換資金 借入にかかる諸費用(保証料を含む)</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ・必要金額の範囲内 ただし、車庫の購入・建設資金の場合は100万円以内 また、貸付実行時の年齢が71歳以上の場合は200万円以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上10年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ・必要金額の範囲内 ただし、車庫の購入・建設資金の場合は100万円以内 また、貸付実行時の年齢が71歳以上の場合は200万円以内	融資期間	6ヶ月以上10年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	・10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ・必要金額の範囲内 ただし、車庫の購入・建設資金の場合は100万円以内 また、貸付実行時の年齢が71歳以上の場合は200万円以内						
融資期間	6ヶ月以上10年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	農業信用基金協会保証						
マイカーローン (一般型C)	<p>自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 運転免許の取得資金 カー用品の購入資金 車庫建設資金 他社マイカーローンの借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上10年以内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>三菱UFJニコス(株)保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上10年以内	保証	三菱UFJニコス(株)保証
融資限度	・10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上10年以内						
保証	三菱UFJニコス(株)保証						
マイカーローン	<p>自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 運転免許の取得資金 カー用品の購入資金 車庫建設資金 他社マイカーローンの借換資金</p>						

種類	説明						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上15年以内（既に返済済み期間を含めず15年以内）</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>㈱ジャックス保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上15年以内（既に返済済み期間を含めず15年以内）	保証	㈱ジャックス保証
融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上15年以内（既に返済済み期間を含めず15年以内）						
保証	㈱ジャックス保証						
マイカーローン （ロードサービス・フリープラン30付）	<p>自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 運転免許の取得資金 カー用品の購入資金 車庫建設資金 他社マイカーローンの借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上10年以内 ただし、借換の場合は既に返済済み期間を含めず10年以内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>㈱ジャックス保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上10年以内 ただし、借換の場合は既に返済済み期間を含めず10年以内	保証	㈱ジャックス保証
融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上10年以内 ただし、借換の場合は既に返済済み期間を含めず10年以内						
保証	㈱ジャックス保証						
教育ローン（一般型A）	<p>就学子弟の入学料、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金 他社の教育ローンの借換資金、 借入にかかる諸費用（保証料を含む）</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上15年（在学期間+9年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上15年（在学期間+9年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上15年（在学期間+9年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	農業信用基金協会保証						
教育ローン（一般型C）	<p>就学子弟の入学料、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金 他金融機関からの借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上15年（在学期間+9年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>三菱UFJニコス㈱保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上15年（在学期間+9年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	三菱UFJニコス㈱保証
融資限度	・10万円以上1,000万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上15年（在学期間+9年）以内 据置期間（貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	三菱UFJニコス㈱保証						
教育ローン	<p>就学子弟の入学料、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金 他金融機関からの借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上700万円以内（貸付単位1万円） 医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内 ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上16年10ヶ月以内（据置期間を含む） ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>㈱ジャックス保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上700万円以内（貸付単位1万円） 医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内 ・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上16年10ヶ月以内（据置期間を含む） ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	㈱ジャックス保証
融資限度	・10万円以上700万円以内（貸付単位1万円） 医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内 ・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上16年10ヶ月以内（据置期間を含む） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	㈱ジャックス保証						
生活資金	<p>生活に必要とする資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上300万円以内（貸付単位1万円） （正組合員の場合は500万円以内） ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上5年以内 ただし、正組合員の場合は10年以内 また、JA住宅ローンをご利用の方は6ヶ月以上7年以内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上300万円以内（貸付単位1万円） （正組合員の場合は500万円以内） ・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上5年以内 ただし、正組合員の場合は10年以内 また、JA住宅ローンをご利用の方は6ヶ月以上7年以内	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	・10万円以上300万円以内（貸付単位1万円） （正組合員の場合は500万円以内） ・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上5年以内 ただし、正組合員の場合は10年以内 また、JA住宅ローンをご利用の方は6ヶ月以上7年以内						
保証	農業信用基金協会保証						

種類	説明	
生活資金	生活に必要とする資金	
	融資限度	必要金額の範囲内
	融資期間	短期：1年以内 長期：1年以上10年以内
	保証	個人保証
シルバーライフローン	生活に必要とする資金	
	融資限度	・10万円以上100万円以内（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内
	融資期間	6ヶ月以上10年以内
	保証	㈱ジャックス保証
フリーローンNEXT	生活に必要とする資金	
	融資限度	・10万円以上500万円（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内
	融資期間	6ヶ月以上10年以内
	保証	㈱ジャックス保証
営農者フリーローン	生活に必要とする資金	
	融資限度	・10万円以上1,000万円（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内
	融資期間	6ヶ月以上10年以内
	保証	㈱ジャックス保証
フリーローン	生活に必要とする資金及び事業性資金	
	融資限度	・10万円以上500万円（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内
	融資期間	6ヶ月以上10年以内
	保証	三菱UFJニコス㈱保証
多目的ローン（一般型A）	生活に必要とする資金	
	融資限度	・10万円以上500万円（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内
	融資期間	6ヶ月以上10年以内
	保証	農業信用基金協会保証
多目的ローン（一般型C）	生活に必要とする資金及び事業性資金	
	融資限度	・10万円以上500万円（貸付単位1万円） ・必要金額の範囲内
	融資期間	6ヶ月以上10年以内
	保証	三菱UFJニコス㈱保証
カード切替ローン	カードローンの証書切替に要する資金	
	融資限度	当該カードローン利用残高および利息額かつ極度内
	融資期間	6ヶ月以上5年以内
	保証	農業信用基金協会保証
営農ローン切替ローン	営農ローンからの証書切替に要する資金	
	融資限度	営農ローンの貸越残高以内（1万円未満の端数は切捨て）
	融資期間	6ヶ月以上10年以内
	保証	農業信用基金協会保証
JA新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金	
	融資限度	・1,000万円

種類	説明						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>長期：17年以内（うち、据置期間5年以内） 短期：1年以内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>個人保証または農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>		・必要金額の範囲内	融資期間	長期：17年以内（うち、据置期間5年以内） 短期：1年以内	保証	個人保証または農業信用基金協会保証
	・必要金額の範囲内						
融資期間	長期：17年以内（うち、据置期間5年以内） 短期：1年以内						
保証	個人保証または農業信用基金協会保証						
JA農機ハウスローン	<p>農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 他金融機関の農機具ローン借換資金 パイプハウス等建設 発電・蓄電設備の取得資金 格納庫建設資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・1,800万円以内 ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>1年以上10年以内（うち据置3年以内） ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>個人保証または農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	・1,800万円以内 ・必要金額の範囲内	融資期間	1年以上10年以内（うち据置3年以内） ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	個人保証または農業信用基金協会保証
融資限度	・1,800万円以内 ・必要金額の範囲内						
融資期間	1年以上10年以内（うち据置3年以内） ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	個人保証または農業信用基金協会保証						
アグリマイティー資金	<p>農業生産に直結する設備資金・運転資金 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金 再生可能エネルギー対応資金 自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>必要金額の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金については5,000万円以内、 災害緊急資金については500万円以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>長期：10年以内（うち据置5年以内）ただし、対象事業に応じ最長20年以内、なお、災害緊急資金については、最長5年以内（据置2年以内） 短期：1年以内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>個人保証または農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	必要金額の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金については5,000万円以内、 災害緊急資金については500万円以内	融資期間	長期：10年以内（うち据置5年以内）ただし、対象事業に応じ最長20年以内、なお、災害緊急資金については、最長5年以内（据置2年以内） 短期：1年以内	保証	個人保証または農業信用基金協会保証
融資限度	必要金額の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金については5,000万円以内、 災害緊急資金については500万円以内						
融資期間	長期：10年以内（うち据置5年以内）ただし、対象事業に応じ最長20年以内、なお、災害緊急資金については、最長5年以内（据置2年以内） 短期：1年以内						
保証	個人保証または農業信用基金協会保証						
アグリローン	<p>農機具購入資金、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用 他金融機関の農機具ローン借換資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>・10万円以上1,000万円（貸付単位1万円） ただし、資金用途により500万円以内または150万円以内 ・必要金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>6ヶ月以上10年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>(株)ジャックス保証</td> </tr> </table>	融資限度	・10万円以上1,000万円（貸付単位1万円） ただし、資金用途により500万円以内または150万円以内 ・必要金額の範囲内	融資期間	6ヶ月以上10年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内	保証	(株)ジャックス保証
融資限度	・10万円以上1,000万円（貸付単位1万円） ただし、資金用途により500万円以内または150万円以内 ・必要金額の範囲内						
融資期間	6ヶ月以上10年以内 ただし、借換の場合は借入残期間内						
保証	(株)ジャックス保証						

### ③ 制度資金

種類	説明						
農林漁業転貸資金（農業基盤整備資金）	<p>農地・牧野の新設・改良・造成及び復旧等</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>地元負担額 ただし、最低融資限度額は1件あたり50万円以上</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>25年以内（うち据置10年以内）</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>地元受益者団体の代表1名以上</td> </tr> </table>	融資限度	地元負担額 ただし、最低融資限度額は1件あたり50万円以上	融資期間	25年以内（うち据置10年以内）	保証	地元受益者団体の代表1名以上
融資限度	地元負担額 ただし、最低融資限度額は1件あたり50万円以上						
融資期間	25年以内（うち据置10年以内）						
保証	地元受益者団体の代表1名以上						
農林漁業転貸資金（担い手育成農地集積資金）	<p>農地・牧野の新設・改良・造成等かつ経営体育成促進事業として採択されたもの</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>次のいずれか低い額 ・当該年度の融資対象事業費の10% ・当該年度に負担する額の6分の5</td> </tr> </table>	融資限度	次のいずれか低い額 ・当該年度の融資対象事業費の10% ・当該年度に負担する額の6分の5				
融資限度	次のいずれか低い額 ・当該年度の融資対象事業費の10% ・当該年度に負担する額の6分の5						

種類	説明						
	ただし、最低融資限度額は1件あたり50万円以上						
	融資期間 25年以内（うち据置10年以内）						
	保証 地元受益者団体の代表1名以上						
農業近代化資金	<p>各種施設の改良、造成及び取得に必要な資金            各種農機具の取得資金            果樹等の栽培及び育成に必要な資金            牛等家畜の購入及び育成に必要な資金            農地等の改良及び造成に必要な資金            農村環境整備のために必要な施設の改良、造成及び取得に必要な資金</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>           個人：1,800万円以内            法人：2億円以内            農業参入法人：1億5,000万円以内            集落営農組織・任意団体：2億円以内            認定農業者：一定の要件を満たす場合、必要な金額の100%            認定農業者以外：必要な金額の80%         </td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>資金使途に応じて7年から15年以内（うち認定農業者据置7年以内、認定農業者以外据置3年以内）</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	個人：1,800万円以内 法人：2億円以内 農業参入法人：1億5,000万円以内 集落営農組織・任意団体：2億円以内 認定農業者：一定の要件を満たす場合、必要な金額の100% 認定農業者以外：必要な金額の80%	融資期間	資金使途に応じて7年から15年以内（うち認定農業者据置7年以内、認定農業者以外据置3年以内）	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	個人：1,800万円以内 法人：2億円以内 農業参入法人：1億5,000万円以内 集落営農組織・任意団体：2億円以内 認定農業者：一定の要件を満たす場合、必要な金額の100% 認定農業者以外：必要な金額の80%						
融資期間	資金使途に応じて7年から15年以内（うち認定農業者据置7年以内、認定農業者以外据置3年以内）						
保証	農業信用基金協会保証						
土地改良負担金平準化事業資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による資金						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>個人保証</td> </tr> </table>	融資限度	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による	融資期間	10年以内	保証	個人保証
融資限度	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による						
融資期間	10年以内						
保証	個人保証						
農業経営改善促進資金	農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の達成に必要な運転資金						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>個人500万円以内（畜産等2,000万円） 法人2,000万円以内（畜産等8,000万円）</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年（更新可）</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	個人500万円以内（畜産等2,000万円） 法人2,000万円以内（畜産等8,000万円）	融資期間	契約期間1年（更新可）	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	個人500万円以内（畜産等2,000万円） 法人2,000万円以内（畜産等8,000万円）						
融資期間	契約期間1年（更新可）						
保証	農業信用基金協会保証						

④ 当座貸越

種類	説明						
総合口座	生活資金で普通貯金（総合口座）残高を超える支払金額						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>総合口座担保定期貯金合計額の90%以内で最高200万円以内</td> </tr> </table>	融資限度	総合口座担保定期貯金合計額の90%以内で最高200万円以内				
融資限度	総合口座担保定期貯金合計額の90%以内で最高200万円以内						
教育ローン（カード型）	就学される子弟の教育に関する全ての資金						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>10万円以上700万円以内（設定単位10万円）</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年（更新可） ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	10万円以上700万円以内（設定単位10万円）	融資期間	契約期間1年（更新可） ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	10万円以上700万円以内（設定単位10万円）						
融資期間	契約期間1年（更新可） ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない						
保証	農業信用基金協会保証						
教育ローン（カード型C）	就学される子弟の教育に関する全ての資金						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>10万円以上700万円以内（設定単位10万円）</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年（更新可） ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>三菱UFJニコス(株)保証</td> </tr> </table>	融資限度	10万円以上700万円以内（設定単位10万円）	融資期間	契約期間1年（更新可） ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない	保証	三菱UFJニコス(株)保証
融資限度	10万円以上700万円以内（設定単位10万円）						
融資期間	契約期間1年（更新可） ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない						
保証	三菱UFJニコス(株)保証						
約定返済型カードローン	生活に必要とする資金						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>10万円以上300万円以内（設定単位10万円）</td> </tr> </table>	融資限度	10万円以上300万円以内（設定単位10万円）				
融資限度	10万円以上300万円以内（設定単位10万円）						

種類	説明						
	<table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年(更新可) ただし、65歳または70歳の誕生日以降の更新は行わない</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資期間	契約期間1年(更新可) ただし、65歳または70歳の誕生日以降の更新は行わない	保証	農業信用基金協会保証		
融資期間	契約期間1年(更新可) ただし、65歳または70歳の誕生日以降の更新は行わない						
保証	農業信用基金協会保証						
約定返済型カードローン	<p>生活に必要とする資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>10万円以上500万円以内(設定単位10万円)</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年(更新可) ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>三菱UFJニコス(株)保証</td> </tr> </table>	融資限度	10万円以上500万円以内(設定単位10万円)	融資期間	契約期間1年(更新可) ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない	保証	三菱UFJニコス(株)保証
融資限度	10万円以上500万円以内(設定単位10万円)						
融資期間	契約期間1年(更新可) ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない						
保証	三菱UFJニコス(株)保証						
約定返済型カードローン(JA住宅ローン利用者向け)	<p>生活に必要とする資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>30万円以上300万円以内(設定単位10万円)</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年(更新可) ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>三菱UFJニコス(株)保証</td> </tr> </table>	融資限度	30万円以上300万円以内(設定単位10万円)	融資期間	契約期間1年(更新可) ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない	保証	三菱UFJニコス(株)保証
融資限度	30万円以上300万円以内(設定単位10万円)						
融資期間	契約期間1年(更新可) ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない						
保証	三菱UFJニコス(株)保証						
当座貸越(一般口)	<p>運営資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>事業計画等により当組合と協議した額以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年(更新可)</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>個人保証</td> </tr> </table>	融資限度	事業計画等により当組合と協議した額以内	融資期間	契約期間1年(更新可)	保証	個人保証
融資限度	事業計画等により当組合と協議した額以内						
融資期間	契約期間1年(更新可)						
保証	個人保証						
当座貸越(利用組合等決済口)	<p>運営資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>事業計画等により当組合と協議した額以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年(更新可)</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>個人保証</td> </tr> </table>	融資限度	事業計画等により当組合と協議した額以内	融資期間	契約期間1年(更新可)	保証	個人保証
融資限度	事業計画等により当組合と協議した額以内						
融資期間	契約期間1年(更新可)						
保証	個人保証						
営農貸越	<p>運営資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>100万円以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年(更新可)</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>個人保証</td> </tr> </table>	融資限度	100万円以内	融資期間	契約期間1年(更新可)	保証	個人保証
融資限度	100万円以内						
融資期間	契約期間1年(更新可)						
保証	個人保証						
営農ローン	<p>営農および生活に必要な資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>500万円以内(設定単位:1万円) ただし、極度額300万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績(又は計画)の70%以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年(更新可)</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	500万円以内(設定単位:1万円) ただし、極度額300万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績(又は計画)の70%以内	融資期間	契約期間1年(更新可)	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	500万円以内(設定単位:1万円) ただし、極度額300万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績(又は計画)の70%以内						
融資期間	契約期間1年(更新可)						
保証	農業信用基金協会保証						
アグリスーパー資金	<p>農業の経営・生産に必要な運転資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうちJA口座に入金される金額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年(更新可)</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうちJA口座に入金される金額の範囲内	融資期間	契約期間1年(更新可)	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうちJA口座に入金される金額の範囲内						
融資期間	契約期間1年(更新可)						
保証	農業信用基金協会保証						
担い手応援ローン	<p>農業の経営・生産に必要な運転資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>3,000万円以内 営農ローンと併用する場合は、貸付可能金額から営農ローン極度額を控除</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>契約期間1年(更新可)</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>農業信用基金協会保証</td> </tr> </table>	融資限度	3,000万円以内 営農ローンと併用する場合は、貸付可能金額から営農ローン極度額を控除	融資期間	契約期間1年(更新可)	保証	農業信用基金協会保証
融資限度	3,000万円以内 営農ローンと併用する場合は、貸付可能金額から営農ローン極度額を控除						
融資期間	契約期間1年(更新可)						
保証	農業信用基金協会保証						
農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	<p>農業の経営・生産に必要な運転資金</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>個人:500万円以内(畜産等2,000万円) 法人:2,000万円以内(畜産等8,000万円)</td> </tr> </table>	融資限度	個人:500万円以内(畜産等2,000万円) 法人:2,000万円以内(畜産等8,000万円)				
融資限度	個人:500万円以内(畜産等2,000万円) 法人:2,000万円以内(畜産等8,000万円)						

種類	説明	
		ただし、特段の事情がある場合は特別融資制度推進会議が認めた額とする
	融資期間	契約期間1年（更新可）
	保証	農業信用基金協会保証

⑤ 手形割引

種類	説明	
手形割引	事業等に必要資金	
	割引限度	手形金額以内
	割引期間	150日以内（ただし手形期日まで）

⑥ 債務保証

種類	説明	
債務保証	保証書、手形保証、手形引受その他方法とする。	
	保証限度	必要最小額
	保証期間	30年以内

⑦ その他国および県の直貸資金

（株）日本政策金融公庫資金

為替業務

当JAの窓口から全国のJA・信連・農林中金をはじめ、全国どこの金融機関にも、手形・小切手等の取り立てや振込等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を皆様に幅広くご利用いただいております。

国債窓口販売・投資信託窓口販売

国債並びに投資信託の取り扱いをしております。

■ 国債

日本国が発行する債券で、長期利付国債・個人向け国債等の取り扱いをしております。

■ 投資信託（22商品）

証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられた金融商品です。複数の投資家から集めた資金を、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債などのいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。

国内の公社債・株式・不動産に投資した商品のほかに、海外の債券・株式等に投資した商品も取り扱いをしております。

サービス業務

■ 自動振り込み・自動決済サービス

コンピューター・オンラインシステムを利用して、給与や年金などの各種自動受取り、電気料や電話料などの各種公共料金の自動支払い、口座振替サービスなどをお取り扱いしております。

■ キャッシュサービス

JAの総合・普通口座にキャッシュカード登録していただいているお客様は、全国すべてのJA自動化機器（CD・ATM）で、その通帳へお預かりしているお金の引き出し及び預け入れ（ATMのみ）ができます。更に金融機関オンライン・ネットワーク（JA・銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫）、ゆうちょ銀行、コンビニATMを含め、全国どこの金融機関の自動化機器でも現金の引き出しができるキャッ

シュサービスも提供しております。また、J Aカードの自動キャッシング、インターネットバンキング、デビットカードでの取り扱いもご利用いただけます。

■ 税金の収納

県・市町村税の窓口での収納や口座振替での収納もお取り扱いしております。

(2) 共済事業

J Aの共済事業は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・財産などを相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、専門的な相談機能のライフアドバイザー体制などにより、組合員をはじめ地域住民一人ひとりの日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

■ 主な共済の保障

① 長期共済の種類（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容 と 特 長
終身共済	一生涯にわたって万一の保証を確保できるプランです。多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます。
一時払終身共済	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保証を確保するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。生前贈与の機能を追加したプランもあります。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方など、簡易な手続きで加入できる死亡保障です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。
定期生命共済	万一のとき、手軽な掛金で保障するプランです。ご希望にあった期間と、プランをお選びいただけます。
がん共済	がんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、癌性疼痛等の緩和のための在宅医療も保証するプランです。まとまった一時金が受け取れる診断保障やがん診断後の共済掛金の払込を免除する保障などを付加することができます。
医療共済	治療にかかるさまざまな費用に備えられる医療保障です。日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用いただけます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方など、簡易な手続きで加入できる医療保障です。
特定重度疾病共済	三大疾病および生活習慣病を保障します。①がん、②心・血管疾患、③脳血管疾患、④その他生活習慣病のお支払事由に該当した場合、特定重度疾病共済金を一時金として各疾病区分につき1回ずつお受け取りいただけます。（最大4回）1つの疾病区分で共済金をお受け取りになった後も、他の疾病区分における保障は、共済期間が満了するまで続きます。
介護共済	公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定された場合に共済金を一時金でお受け取りいただけます。生涯にわたる保障で不安の高まる高齢期にも安心です。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
予定利率変動型年	老後の生活資金準備のためのプランです。掛金建てで、医師の診査なしの簡単な手

種 類	内 容 と 特 長
金共済	続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

※上記の表で「万一のとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または、所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。

※上記の共済は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。

※この他にも、みどり国民年金基金（第1号被保険者の上乗せ年金）などがあります。

② 短期共済の種類（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容 と 特 長
自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身への損害保障（人身傷害保障・傷害定額給付金）、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられている、人身事故の被害者保護のための保障。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障。
火災共済	住まいの火災損害を保障。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任を保障。
農業者賠償責任共済	農業において発生する損害賠償責任を保障。

③ 特約や特則もいろいろ豊富に（生命共済の場合）

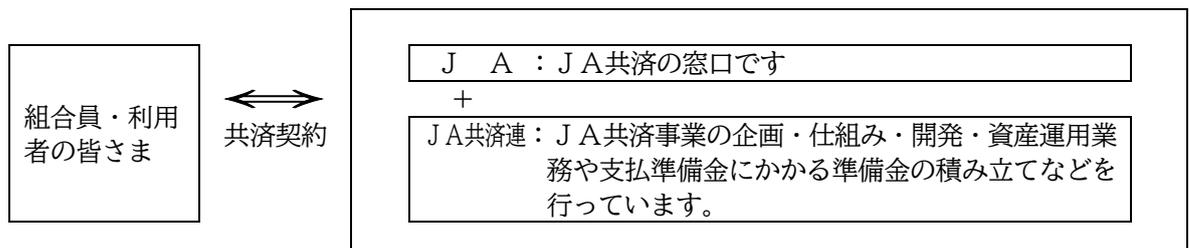
※組み合わせには一定の制限がございます。

- ㊦ 災害や病気による死亡・後遺障害・介護保障を増やしたい方に  
定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約、災害死亡割増特約、共済金割増支払特則、特定損傷特約
- ㊧ 契約期間中に中途給付金・年金などを受け取りたいという方に  
中途給付特則、年金支払移行特約、健康祝金支払特則
- ㊨ 共済掛金の払込方法を工夫したいという方に  
共済掛金建特約
- ㊩ その他  
出生前加入特則、生前給付特約、共済年金支払特約、特別条件特約、満期前払特約、税制適格特約、指定代理請求特約

※ 保障内容は概要を記載しております。ご契約の際には「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。 [25066000098]

■ JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



### (3) 販売事業

生産販売事業として、農家組合員の方が丹精込めて育てた米・果実・野菜・畜産物などを集荷し、農家手取りの最大化に向け有利販売に取り組んでいます。また、ワイン等の地元産原料にこだわった加工販売も行っております。

### (4) 購買事業

購買事業では、生産資材として肥料・農薬・飼料などの農業に必要な資材を、低コストでありながらも品質の高い提供を目指し取り扱っております。また、生活物資については、生活指導の一環として JA 女性部共同購入を実施しております。

## 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

### □ 「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています

### □ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、① 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③ 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援資金※」等を活用し、個々の JA 経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024 年 3 月末における残高は 1,651 億円となっています。

### □ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### □ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024 年 3 月末現在で 4,785 億円となっております。



I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	5年度(6年3月31日)	6年度(7年3月31日)	説明
(資産の部)			
1. 信用事業資産	107,029	106,074	
(1) 現金	541	636	年度末(3月31日現在)で組合にある現金や小切手等の額
(2) 預金	67,169	64,385	組合で金融機関に預けている預金の額
系統預金	67,117	64,368	系統機関に預けている預金の額
系統外預金	51	17	系統機関外に預けている預金の額
(3) 有価証券	6,214	5,991	組合で運用している有価証券の額
国債	1,270	1,254	国の発行する債券
地方債	2,622	2,398	地方自治体の発行する債券
政府保証債	801	743	政府関係機関の発行する債券
社債	1,520	1,595	令第3条の5第1項第3号に規定する債券
(4) 貸出金	32,957	34,632	皆さまに融資している額
(5) その他の信用事業資産	264	543	信用事業に係るその他の資産の額
未収収益	59	73	信用事業に係る期末までに受入れしていない利息の額
その他の資産	205	470	信用事業に係るその他の資産の額
(6) 債務保証見返	5	-	偶発的な債務が発生したときの保証債務に係る見返りの額
(7) 貸倒引当金	△122	△115	信用事業に係る貸倒れによる損失に備えるための引当金の額
2. 共済事業資産	0	0	
(1) その他の共済事業資産	0	0	共済事業に係るその他の資産の額
3. 経済事業資産	8,724	10,749	
(1) 経済事業未収金	1,565	1,848	経済事業に係る未収金の額
(2) 経済受託債権	5,425	7,085	経済事業に係る未精算の額
(3) 棚卸資産	1,150	1,132	
購買品	931	904	購買品の在庫品の額
果汁	158	156	月山ワインに係る在庫品の額
買取販売品	53	66	買取販売品の在庫の額
その他の棚卸資産	6	5	上記以外の棚卸資産の額
(4) その他の経済事業資産	625	713	経済事業に係るその他の資産の額
(5) 貸倒引当金	△41	△30	経済事業に係る貸倒れによる損失に備えるための引当金の額
4. 雑資産	484	369	
(1) 雑資産	485	370	各事業に直接関連しない未収金、立替金等の額
(2) 貸倒引当金	△1	△0	各事業に直接関連しない貸倒れによる損失に備えるための引当金の額
5. 固定資産	5,766	5,784	
(1) 有形固定資産	5,747	5,768	土地や建物等の有形固定資産の額
建物	10,456	10,611	建物の有形固定資産の額
機械装置	5,539	5,541	機械装置の有形固定資産の額
土地	2,948	2,959	土地の有形固定資産の額
その他の有形固定資産	2,200	2,258	その他の有形固定資産の額
減価償却累計額(控除)	△15,396	△15,603	
(2) 無形固定資産	18	16	特許権やソフトウェア等の無形固定資産の額
6. 外部出資	8,266	9,996	
(1) 外部出資	8,266	9,996	外部機関に出資している額
系統出資	7,530	9,259	系統関係機関への出資金の額
系統外出資	407	407	系統関係機関以外への出資金の額
子会社等出資	328	328	子会社等への出資金の額
7. 繰延税金資産	247	242	将来の課税所得の計算上、減算効果のある一時差異等に係る税効果相当額
資産の部合計	130,520	133,217	

科目	5年度(6年3月31日)	6年度(7年3月31日)	説明
(負債の部)			
1. 信用事業負債	116,038	118,605	
(1) 貯金	115,317	117,482	皆さまからお預かりしている貯金等の額
(2) 借入金	66	37	信用事業の資金として調達した借入金の額
(3) その他の信用事業負債	649	1,085	信用事業に係るその他の負債の額
未払費用	5	23	当期の費用のうち貯金や借入金の未払利息等の額
その他の負債	643	1,061	上記以外の信用事業に係るその他の負債の額
(4) 債務保証	5	-	信用事業として組合が保証した債務の額
2. 共済事業負債	670	676	
(1) 共済資金	372	386	共済掛金のうちまだ全共連に送金していない額及びまだ契約者に送金していない額
(2) 未経過共済付加収入	297	290	共済付加収入のうち次年度に繰り越す額
3. 経済事業負債	2,933	3,459	
(1) 経済事業未払金	732	731	購買品、販売品等を購入しまだ支払っていない額
(2) 経済受託債務	1,684	2,258	販売代金等の未精算の額
(3) その他の経済事業負債	516	469	経済事業に係るその他の負債の額
4. 雑負債	416	452	
(1) 未払法人税等	10	37	法人税、住民税等の未払額
(2) 資産除去債務	92	93	有形固定資産の除去に係る計上額
(3) その他の負債	313	321	各事業に直接関連しないその他の負債の額
5. 諸引当金	812	779	
(1) 賞与引当金	92	90	職員に支給する賞与の引当金の額
(2) 退職給付引当金	676	649	職員の退職給付債務に係る引当金の額
(3) 役員退職慰労引当金	37	40	役員退職慰労引当金規程に基づき算出した引当金の額
(4) ポイント引当金	6	-	総合取引ポイント制度に係る引当金の額
6. 再評価に係る繰延税金負債	498	511	再評価差額に係る繰延税金負債の額
負債の部合計	121,368	124,485	
(純資産の部)			
1. 組合員資本	8,649	8,758	
(1) 出資金	4,007	3,917	皆さまから出資していただいている額
(2) 利益剰余金	4,724	4,922	
利益準備金	3,742	3,842	農協法第51条第1項に基づき事業年度の剰余金処分により積み立てた準備金の額
その他利益剰余金	981	1,079	
リスク管理積立金	300	350	剰余金処分案を参照
固定資産償却積立金	50	50	固定資産の処分、解体処理等に備えることを目的とした積立額
施設整備積立金	150	150	施設再編に係る固定資産取得、修繕等に備えることを目的とした積立額
農業振興積立金	150	150	農業振興の促進および自然環境・社会情勢の変化等に備えることを目的とした積立額
当期末処分剰余金	331	379	前年度繰越剰余金に当期剰余金を加えた額
(うち当期剰余金)	(197)	(225)	当年度の剰余金の額
(3) 処分未済持分	△81	△81	組合員の任意脱退により買入れた持分の額
2. 評価・換算差額等	502	△26	
(1) その他有価証券評価差額金	△380	△895	その他有価証券に係る評価差額金の額
(2) 土地再評価差額金	882	869	土地の再評価による差額金(繰延税金負債を除く)の額
純資産の部合計	9,152	8,731	
負債及び純資産の部合計	130,520	133,217	

## 2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	5年度 自5年4月1日 至6年3月31日	6年度 自6年4月1日 至7年3月31日	説 明
1. 事業総利益	2,934	2,968	各事業の総利益の合計の額
事業収益	6,681	6,925	各事業の収益を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した額
事業費用	3,747	3,957	各事業の費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した額
(1) 信用事業収益	900	968	信用事業に係る収益の額
資金運用収益	812	880	預金・貸出金資金運用に係る受入利息等の合計額
(うち預金利息)	(332)	(425)	金融機関に預けている預金の利息の額
(うち有価証券利息)	(51)	(56)	有価証券に係る受取利息および配当金の額
(うち貸出金利息)	(423)	(398)	皆さまへの融資に対する受入利息の額
(うちその他受入利息)	(5)	(0)	その他の受入利息の額
役務取引等収益	60	63	為替業務や業務委託契約に基づく受入手数料の額
その他経常収益	27	24	その他の経常的収益で他の科目に属さない収益の額
(2) 信用事業費用	117	202	信用事業に係る費用の額
資金調達費用	15	78	資金調達に係る支払利息及び備金繰入の合計額
(うち貯金利息)	(13)	(75)	皆さまからお預かりしている貯金に対する支払利息の額
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(0)	皆さまからお預かりしている定期積金に対する利息相当額の繰入額
(うち借入金利息)	(0)	(0)	金融機関からの借入金に対する支払利息の額
(うちその他支払利息)	(1)	(3)	その他の支払利息の額
役務取引等費用	27	27	支払手数料の金額
その他事業直接費用	-	22	有価証券の売却損の額
その他経常費用	75	73	その他の経常的費用で他の科目に属さない費用の額
(うち貸倒引当金戻入益)	(△24)	(△6)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
信用事業総利益	782	765	信用事業の総利益の額
(3) 共済事業収益	789	757	共済事業に係る収益の額
共済付加収入	753	715	共済契約に係る受入事務手数料等の額
その他の収益	36	41	共済事業に係るその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(4) 共済事業費用	27	27	共済事業に係る費用の額
共済推進費	23	23	新契約を推進するために要する費用の額
共済保全費	3	3	契約保全のために要する費用の額
その他の費用	0	0	共済事業のその他の費用で他の科目に属さない費用の額
共済事業総利益	761	729	共済事業の総利益の額
(5) 購買事業収益	3,105	3,113	購買事業に係る収益の額
購買品供給高	3,041	3,068	買取購買品の供給高の額
購買手数料	24	18	購買事業の受入手数料の額
その他の収益	38	26	購買事業に係るその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(6) 購買事業費用	2,713	2,760	購買事業に係る費用の額
購買品供給原価	2,607	2,641	買取購買品の供給原価
購買品供給費	93	117	購買品の供給に係る費用の額
その他の費用	12	1	購買事業に係るその他の費用で他の科目に属さない費用の額
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2)	(△15)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
購買事業総利益	391	352	購買事業の総利益の額
(7) 販売事業収益	899	1,108	販売事業に係る収益の額

科 目	5 年度	6 年度	説 明
	自 5 年 4 月 1 日 至 6 年 3 月 31 日	自 6 年 4 月 1 日 至 7 年 3 月 31 日	
販売品販売高	365	513	買取販売事業の販売高の額
販売手数料	421	478	受託販売事業の受入手数料の額
その他の収益	112	116	販売事業に係るその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(8) 販売事業費用	342	437	販売事業に係る費用の額
販売品販売原価	322	406	買取販売品の受入原価の額
販売費	15	19	販売品の販売に係る費用の額
その他の費用	4	11	販売事業に係るその他の費用で他の科目に属さない費用の額
（うち貸倒引当金繰入額）	(-)	(3)	貸倒れによる損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
（うち貸倒引当金戻入益）	(△3)	(-)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
販売事業総利益	556	670	販売事業の総利益の額
(9) 保管事業収益	278	269	保管事業に係る収益の額
(10) 保管事業費用	79	74	保管事業に係る費用の額
（うち貸倒引当金繰入額）	(0)	(-)	貸倒れによる損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
（うち貸倒引当金戻入益）	(-)	(△0)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
保管事業総利益	199	195	保管事業の総利益の額
(11) 加工事業収益	162	142	加工事業に係る収益の額
(12) 加工事業費用	92	88	加工事業に係る費用の額
（うち貸倒引当金繰入額）	(0)	(-)	貸倒れによる損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
（うち貸倒引当金戻入益）	(-)	(△0)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
加工事業総利益	69	53	加工事業の総利益の額
(13) 利用事業収益	146	140	利用事業に係る収益の額
(14) 利用事業費用	90	79	利用事業に係る費用の額
利用事業総利益	56	60	利用事業の総利益の額
(15) 福祉介護事業収益	131	155	福祉介護事業に係る収益の額
福祉介護手数料	11	13	福祉介護事業の受入手数料の額
その他の収益	120	141	福祉介護事業に係るその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(16) 福祉介護事業費用	31	35	福祉介護事業に係る費用の額
介護労務費	23	26	福祉介護事業に係る労務費の額
その他の費用	8	9	福祉介護事業に係るその他の費用で他の科目に属さない費用の額
（うち貸倒引当金戻入益）	(△0)	(△0)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
福祉介護事業総利益	100	119	福祉介護事業の総利益の額
(17) 農用地利用調整事業収益	1	1	農用地利用調整事業に係る収益の額
(18) 農用地利用調整事業費用	0	0	農用地利用調整事業に係る費用の額
農用地利用調整事業総利益	1	1	農用地利用調整事業の総利益の額
(19) 共同管理施設利用事業収益	134	149	共同管理施設利用事業に係る収益の額
(20) 共同管理施設利用事業費用	125	139	共同管理施設利用事業に係る費用の額
共同管理施設利用事業総利益	8	9	共同管理施設利用事業の総利益の額
(21) その他事業収益	77	92	その他事業に係る収益の額
(22) その他事業費用	66	78	その他事業に係る費用の額
その他事業総利益	11	14	その他事業の総利益の額
(23) 指導事業収入	110	110	指導事業に係る収入の額
(24) 指導事業支出	114	115	指導事業に係る支出の額

科 目	5年度	6年度	説 明
	自5年4月1日 至6年3月31日	自6年4月1日 至7年3月31日	
指導事業収支差額	△3	△4	指導事業の総利益の額
2. 事業管理費	2,720	2,779	
(1) 人件費	1,872	1,859	役員報酬、職員給与、福利厚生費等の人件費の額
(2) 業務費	259	259	会議費、消耗品費、通信費等の業務費の額
(3) 諸税負担金	79	98	租税公課等の各種負担金の額
(4) 施設費	496	547	減価償却費、水道光熱費等の施設費の額
(5) その他事業管理費	12	14	その他事業に直接関係しない費用の額
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)	貸倒れに備えた引当の前期からの減少額
事業利益	214	189	事業総利益から事業管理費を差し引いた額
3 事業外収益	234	192	
(1) 受取雑利息	1	0	信用事業、共済事業に係る利息以外の利息の額
(2) 受取出資配当金	136	76	外部出資に対する配当金の受入額
(3) 賃貸料	69	69	固定資産の賃貸料の額
(4) ポイント引当金戻入	-	3	ポイント引当金の戻入額
(5) 雑収入	26	42	事業外収益のうちの他の科目に属さない収入の額
4 事業外費用	79	59	
(1) 寄付金	0	0	寄付金の額
(2) 貸与資産費用	62	54	貸与資産に関する費用
(3) 雑損失	17	5	事業外費用のうち他の科目に属さない費用の額
経常利益	368	322	事業利益に事業外収益・費用を加減算した額
5 特別利益	320	67	
(1) 固定資産処分益	0	29	固定資産を処分した際に発生した収益の額
(2) 一般補助金	320	38	国、地方公共団体からの補助金の額
6 特別損失	490	100	
(1) 固定資産処分損	4	0	固定資産を処分した際に発生した損失の額
(2) 固定資産圧縮損	320	38	補助金の受入額の範囲内で帳簿価額を圧縮した額
(3) 固定資産除却損	40	-	補助金の受入額の範囲内で帳簿価額を除却した額
(4) 減損損失	123	61	固定資産の減損処理に伴う損失の額
(5) その他の特別損失	0	-	臨時発生した費用の額
税引前当期利益	198	289	経常利益に特別利益・損失を加減算した額
法人税、住民税及び事業税	22	53	国、県、市町に支払う税金の額
法人税等調整額	△21	10	税効果会計の適用に伴う当期の法人税等の調整額
法人税等合計	0	63	法人税等の合計額
当期剰余金	197	225	当期の利益に相当する額
当期首繰越剰余金	145	154	前期から繰り越した剰余金の額
土地再評価差額金取崩額	△11	0	当期に取り崩した土地の再評価による差額金の額
当期未処分剰余金	331	379	当期の未処分剰余金の額



### 3. 注記表

令和5年度

#### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券
      - ・時価のあるもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - ・購買品（肥料・飼料・農薬の数量管理品）  
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ・購買品（上記以外）  
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ・果汁  
先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ・買取販売品  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ・その他の棚卸資産  
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております）。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

令和6年度

#### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券
      - ・時価のあるもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - ・購買品（肥料・飼料・農薬の数量管理品）  
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ・購買品（上記以外）  
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ・果汁  
先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ・買取販売品  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ・その他の棚卸資産  
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております）。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

## 【正職員】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

## イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

## 【正職員】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

## イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込

額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

- ③ 保管事業  
組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- ④ 加工事業  
組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑤ 利用事業  
三川麦センター・櫛引水稻育苗センター・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑥ 福祉介護事業  
要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑦ 農用地利用調整事業  
農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑧ 共同管理施設利用事業  
カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

- ③ 保管事業  
組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- ④ 加工事業  
組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑤ 利用事業  
大豆乾燥調製施設・櫛引水稻育苗センター・青果物集荷場・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑥ 福祉介護事業  
要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑦ 農用地利用調整事業  
農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑧ 共同管理施設利用事業  
カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## (2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を JA が行いプール計算を行う「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合が受け取る販売手数料を控

## ⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## (2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を JA が行いプール計算を行う「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合が受け取る販売手数料を控

除し、生産者に精算金として支払っています。

(相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は事業年度末において会計処理を行っています。)

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

## II 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額

266,987千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和5年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を

除し、生産者に精算金として支払っています。

(相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は事業年度末において会計処理を行っています。)

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

## II 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額

256,318千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を

与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
減損損失 123,614千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する  
情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
貸倒引当金 165,641千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する  
情報

### ① 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

### ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度

## 2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
減損損失 61,850千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する  
情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
貸倒引当金 147,072千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する  
情報

### ① 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

### ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度

令和5年度

に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は18,103,645千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	7,498,686千円
機械装置	7,638,451千円
土 地	1,617,403千円
その他の有形固定資産	1,349,103千円
うち構築物	1,159,892千円
うち車両運搬具	57,885千円
うち器具・備品	131,326千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,500,000千円を為替決済取引のための担保に、2,000千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、2,720千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額

36,424千円

子会社等に対する金銭債務の総額

414,980千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事・監事に対する金銭債権の総額

139,853千円

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は142,506千円、危険債権額は252,284千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成

令和6年度

に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は18,148,906千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	7,428,424千円
機械装置	7,761,403千円
土 地	1,624,961千円
その他の有形固定資産	1,334,115千円
うち構築物	1,154,091千円
うち車両運搬具	48,905千円
うち器具・備品	131,119千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,500,000千円を為替決済取引のための担保に、2,000千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、2,720千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額

91,960千円

子会社等に対する金銭債務の総額

410,026千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事・監事に対する金銭債権の総額

194,267千円

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は154,652千円、危険債権額は234,680千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成

績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 1,432 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 396,222 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日

平成11年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,140,937 千円

・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行っ

績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 1,042 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は 390,374 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日

平成11年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,162,089 千円

・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行っ

て算出しました。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額
  - (1) 子会社等との取引による収益総額
    - 111,497千円
    - うち事業取引高 30,429千円
    - うち事業取引以外の取引高 81,068千円
  - (2) 子会社等との取引による費用総額
    - 139,034千円
    - うち事業取引高 96,844千円
    - うち事業取引以外の取引高 42,189千円

2. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設（青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等）は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
新余目支所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産、 無形固定資産	業務内固定資産
立川支所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	//
月山ワイン研究所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	//
三川麦センター	遊休	土地	業務外固定資産
三川堆肥センター	遊休	建物、機械装置、土地、 その他の有形固定資産	//

て算出しました。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額
  - (1) 子会社等との取引による収益総額
    - 123,012千円
    - うち事業取引高 32,823千円
    - うち事業取引以外の取引高 90,189千円
  - (2) 子会社等との取引による費用総額
    - 181,075千円
    - うち事業取引高 121,342千円
    - うち事業取引以外の取引高 59,733千円

2. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設（青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等）は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
月山ワイン研究所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	業務内固定資産
庄内町西袋 他	遊休	土地	業務外固定資産

令和5年度

庄内町西袋 他	遊休	土地	//
---------	----	----	----

(2) 減損損失の認識に至った経緯

新余目支所及び立川支所については、来年度より行われる本支所施設の再編に伴い、事務所の減損処理を行いました。

月山ワイン研究所については、事業利益が継続的に赤字であることから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

三川麦センター及び三川堆肥センターについては、令和6年3月に事業が廃止になり、今後の活用に見込みがないことから遊休資産となりました。なお三川麦センターは、建物の解体撤去が決定しております。

上記は、建物が存在している土地であるため、それぞれの建物の解体費用見積額を減損損失として認識しました。

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

新余目支所	37,762千円
建物	36,706千円
機械装置	295千円
その他の有形固定資産	658千円
無形固定資産	103千円
立川支所	20,772千円
建物	20,476千円
機械装置	165千円
その他の有形固定資産	130千円
月山ワイン研究所	35,381千円
建物	24,867千円
機械装置	10,301千円
その他の有形固定資産	212千円
三川麦センター	6,769千円
土地	6,769千円
三川堆肥センター	22,436千円
建物	1,104千円
土地	21,141千円
その他の有形固定資産	190千円
庄内町西袋 他	491千円
土地	491千円
合計	123,614千円

(4) 回収可能価額の算定方法

令和6年度

(2) 減損損失の認識に至った経緯

月山ワイン研究所については、事業利益が継続的に赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

月山ワイン研究所	61,436千円
建物	44,870千円
機械装置	15,739千円
土地	632千円
その他の有形固定資産	194千円
庄内町西袋 他	414千円
土地	414千円
合計	61,850千円

(4) 回収可能価額の算定方法

- ① 新余目支所、立川支所の今後使用しないフロア、三川堆肥センターの土地以外の回収可能額は正味売却可能価額を採用していますが、老朽化のためその時価はないものとしています。
- ② 土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和5年度固定資産税評価額に基づき算定されています。
- ③ 月山ワインの回収可能価額については、将来的なキャッシュ・フローの見積りを行い、回収可能価額を算定しています。

## V 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

土地の回収可能額は正味売却価額を採用しており、令和6年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

## V 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

す。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が158,601千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

す。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が58,013千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	67,169,356	67,146,598	△22,757
有価証券			
其他有価証券	6,214,380	6,214,380	-
貸出金	32,957,356		
貸倒引当金(*1)	△122,489		
貸倒引当金控除後	32,834,866	33,014,877	180,010
経済事業未収金	1,565,083		
貸倒引当金(*2)	△40,925		
貸倒引当金控除後	1,524,157	1,524,157	-
経済受託債権	5,425,705		
貸倒引当金(*2)	△976		
貸倒引当金控除後	5,424,729	5,424,729	-
資産計	113,167,488	113,324,741	157,252
貯金	115,317,411	115,191,621	△125,790
経済受託債務	1,684,714	1,684,714	-
負債計	117,002,126	116,876,335	△125,790

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	64,385,913	64,280,141	△105,771
有価証券			
其他有価証券	5,991,260	5,991,260	-
貸出金	34,632,172		
貸倒引当金(*1)	△115,857		
貸倒引当金控除後	34,516,314	34,421,081	△95,233
経済事業未収金	1,848,278		
貸倒引当金(*2)	△30,501		
貸倒引当金控除後	1,817,777	1,817,777	-
経済受託債権	7,085,866		
貸倒引当金(*2)	△142		
貸倒引当金控除後	7,085,723	7,085,723	-
資産計	113,796,989	113,595,984	△201,004
貯金	117,482,647	117,042,464	△440,182
経済受託債務	2,258,880	2,258,880	-
負債計	119,741,527	119,301,344	△440,182

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び

個別貸倒引当金を控除しています。

(＊2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債権は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく

個別貸倒引当金を控除しています。

(＊2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債権は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく

令和5年度

区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,266,781
合計	8,266,781

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	67,169,356	-	-	-	-	-
有価証券(※1) その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	6,600,000
貸出金(※2,3)	4,913,929	2,418,179	2,198,029	1,995,628	1,688,817	19,641,057
経済事業未収金(※4)	1,516,562	-	-	-	-	-
経済受託債権	5,425,705	-	-	-	-	-
合計	79,025,552	2,418,179	2,198,029	1,995,628	1,688,817	26,241,057

(※1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(※2) 貸出金のうち、当座貸越 1,632,162 千円については「1年以内」に含めています。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 101,714 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 48,521 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

令和6年度

区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,996,191
合計	9,996,191

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	64,385,913	-	-	-	-	-
有価証券(※1) その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	6,700,000
貸出金(※2,3)	4,239,029	2,442,438	2,249,249	1,956,457	1,761,667	21,886,983
経済事業未収金(※4)	1,808,485	-	-	-	-	-
経済受託債権	7,085,866	-	-	-	-	-
合計	77,519,295	2,442,438	2,249,249	1,956,457	1,761,667	28,586,983

(※1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(※2) 貸出金のうち、当座貸越 1,260,063 千円については「1年以内」に含めています。

(※3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 96,346 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 39,793 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

令和5年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	101,973,826	5,827,165	4,564,473	714,204	2,223,453	14,288
経済受託債務	1,684,714	-	-	-	-	-
合計	103,658,540	5,827,165	4,564,473	714,204	2,223,453	14,288

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得価額又は 償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの			
国債	-	-	-
地方債	203,510	200,000	3,510
政府保証債	612,102	599,481	12,649
社債	403,160	400,000	3,160
小計	1,218,772	1,199,481	19,319
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの			
国債	1,270,640	1,389,841	△119,201
地方債	2,418,750	2,600,000	△181,250
政府保証債	189,200	200,000	△10,800
社債	1,117,017	1,199,777	△82,787
小計	4,995,607	5,389,618	△394,038
合計	6,214,380	6,589,099	△374,719

(\*) なお、上記評価差額から繰延税金負債5,344千円を差し引いた額△380,062千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券  
当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

令和6年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	102,033,813	3,688,567	5,691,596	1,680,212	4,383,690	4,766
経済受託債務	2,258,880	-	-	-	-	-
合計	104,292,693	3,688,567	5,691,596	1,680,212	4,383,690	4,766

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得価額又は 償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの			
国債	1,254,430	1,487,870	△233,440
地方債	2,398,260	2,800,000	△401,740
政府保証債	743,570	799,525	△55,955
社債	1,595,000	1,799,794	△204,793
小計	5,991,260	6,887,190	△895,930
合計	5,991,260	6,887,190	△895,930

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	100,000	-	△22,106

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

令和5年度

5. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,969,560 千円
勤務費用	93,229 千円
利息費用	6,786 千円
数理計算上の差異の発生額	76,695 千円
退職給付の支払額	<u>△224,741 千円</u>

期末における退職給付債務 1,921,529 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,164,656 千円
期待運用収益	13,647 千円
数理計算上の差異の発生額	4,303 千円
確定給付型年金制度への拠出金	34,999 千円
特定退職金共済制度への拠出金	505 千円
退職給付の支払額	<u>△99,220 千円</u>

期末における年金資産 1,118,892 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,921,528 千円
確定給付型年金制度	△1,113,155 千円
特定退職金共済制度	△5,737 千円
未認識数理計算上の差異	<u>△126,502 千円</u>
貸借対照表計上額純額	676,134 千円
退職給付引当金	676,134 千円

令和6年度

5. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,921,528 千円
勤務費用	90,219 千円
利息費用	7,885 千円
数理計算上の差異の発生額	△3,294 千円
退職給付の支払額	<u>△111,560 千円</u>

期末における退職給付債務 1,904,777 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,118,892 千円
期待運用収益	13,686 千円
数理計算上の差異の発生額	15,537 千円
確定給付型年金制度への拠出金	34,130 千円
特定退職金共済制度への拠出金	494 千円
退職給付の支払額	<u>△19,176 千円</u>

期末における年金資産 1,163,563 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,904,777 千円
確定給付型年金制度	△1,158,005 千円
特定退職金共済制度	△5,559 千円
未認識数理計算上の差異	<u>△91,747 千円</u>
貸借対照表計上額純額	649,466 千円
退職給付引当金	649,466 千円

令和5年度

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	93,229千円
利息費用	6,786千円
期待運用収益	△13,647千円
数理計算上の差異の費用処理額	12,980千円
合計	99,346千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです)。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	63%
	年金保険投資	28%
	現金及び預金	4%
	その他	5%
	合計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%~1.46%
長期期待運用収益率	1.2%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,081千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、195,529千円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	187,018千円

令和6年度

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	90,219千円
利息費用	7,885千円
期待運用収益	△13,686千円
数理計算上の差異の費用処理額	15,921千円
合計	100,339千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです)。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	72%
	年金保険投資	25%
	現金及び預金	3%
	合計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%~1.46%
長期期待運用収益率	1.25%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,644千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、170,588千円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	184,177千円

令和5年度	
その他有価証券評価損	108,990千円
貸倒引当金	16,819千円
賞与引当金	25,447千円
減損損失（償却資産）	121,696千円
減損損失（土地）	103,855千円
資産除去債務	25,571千円
貸倒引当金自己否認額	28,456千円
返品負債	10,257千円
その他	44,669千円
繰延税金資産小計	672,782千円
評価性引当額	△405,794千円
繰延税金資産合計（A）	266,987千円
繰延税金負債	
全農合併交付金	△809千円
その他有価証券評価差額金	△5,343千円
有形固定資産（除去費用）	△4,114千円
返品資産	△9,132千円
繰延税金負債合計（B）	△19,400千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	247,586千円

## 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率（調整）	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.99%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.50%
事業分量配当等の損金に算入される項目	△3.81%
住民税均等割等	1.59%
評価性引当額の増減	△18.74%
法人税額の特別控除	△1.45%
その他	0.67%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.42%

令和6年度	
その他有価証券評価損	254,265千円
貸倒引当金	10,480千円
賞与引当金	24,894千円
減損損失（償却資産）	131,827千円
減損損失（土地）	94,097千円
資産除去債務	26,526千円
貸倒引当金自己否認額	29,196千円
返品負債	11,082千円
その他	36,674千円
繰延税金資産小計	803,204千円
評価性引当額	△546,886千円
繰延税金資産合計（A）	256,318千円
繰延税金負債	
全農合併交付金	△830千円
有形固定資産（除去費用）	△3,682千円
返品資産	△9,766千円
繰延税金負債合計（B）	△14,280千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	242,038千円

## 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率（調整）	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.58%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.12%
住民税均等割等	1.09%
評価性引当額の増減	△4.01%
法人税額の特別控除	△0.21%
法定実効税率変更に伴う影響	△1.68%
その他	0.78%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.10%

## 3. 税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一次差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました、この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産

IX 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸不動産の状況に関する事項  
当組合では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
2,042,851	2,229,909

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

X 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI 資産除去債務に関する注記

1. 当該資産除去債務の概要  
当組合の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法  
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～14年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。
3. 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

は4,848千円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は12,971千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しています。

IX 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸不動産の状況に関する事項  
当組合では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,963,318	2,125,505

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

X 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI 資産除去債務に関する注記

1. 当該資産除去債務の概要  
当組合の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法  
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～13年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。
3. 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

---

令和5年度	
期首残高	91,448 千円
時の経過による調整額	<u>1,000 千円</u>
期末残高	92,448 千円

---

令和6年度	
期首残高	92,448 千円
時の経過による調整額	<u>1,021 千円</u>
期末残高	93,469 千円

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

	5年度	6年度
1. 当期末処分剰余金	331	379
2. 剰余金処分額	177	226
(1) 利益準備金	100	76
(2) 任意積立金	50	150
① リスク管理積立金	50	150
(3) 事業分量配当金	27	-
3. 次期繰越剰余金	154	153

(注) 1. 任意積立のうち、積立金の種類及び目的、目標額、取崩基準は下表の通りです。

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和5年度：令和5年度中に取扱いした5年産米の集荷実績について、1俵(60kg)当たり50円とします。ただし、加工用米・備蓄米・飼料用米及び検査のみの米は対象から除きます。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度：19百万円

令和5年度：17百万円

【表】

(単位：百万円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期積立額	積立累計額
リスク管理積立金	会計基準の変更(資産除去債務・貸倒引当基準・減損会計等)への対応。 資産償却及び有価証券の価格下落や、感染症・災害等の損失に対応し、組合経営の安定と健全な発展を図ることを目的とする。	650	①会計基準変更による多額な損失の発生。 ②債権等資産の償却及び固定資産の減損損失による多額の損失の発生。 ③有価証券の運用による多額の損失の発生。 ④感染症や災害等による多額の損失の発生。	150	500
固定資産償却積立金	固定資産の処分、解体処理等に備えることを目的とする。	50	固定資産の処分、解体処理等に取崩しを行う。	-	50
施設整備積立金	施設再編に係る固定資産取得、修繕等に備えることを目的とする。	200	施設再編に係る固定資産取得、修繕及びその他関係費用の支出に充てる場合に取崩しを行う。	-	150
農業振興積立金	農業振興の促進および自然環境・社会情勢の変化等に備えることを目的とする。	150	農家組合員に対して資材費や利用料の還元等、農業経営に関する諸支援に充てる場合に取崩しを行う。	-	150

5. 部門別損益計算書

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	7,008	968	757	5,011	160	110	
事業費用②	4,039	202	27	3,653	47	108	
事業総利益③ (①-②)	2,968	765	729	1,358	113	2	
事業管理費④	2,779	705	538	1,101	190	242	
(うち減価償却費⑤)	(186)	(9)	(5)	(159)	(9)	(2)	
(うち人件費⑤')	(1,859)	(452)	(456)	(593)	(153)	(204)	
うち共通管理費⑥		143	104	242	30	29	△550
(うち減価償却費⑦)		(3)	(2)	(5)	(0)	(0)	(△12)
(うち人件費⑦')		(96)	(70)	(163)	(20)	(20)	(△370)
事業利益⑧ (③-④)	189	59	190	256	△76	△240	
事業外収益⑨	192	50	33	83	12	12	
うち共通分⑩		46	33	78	9	9	△177
事業外費用⑪	59	15	11	27	3	3	
うち共通分⑫		15	11	25	3	3	△58
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	322	94	213	313	△67	△231	
特別利益⑭	67	7	5	51	1	1	
うち共通分⑮		7	5	13	1	1	△29
特別損失⑯	100	0	0	99	0	0	
うち共通分⑰		0	0	0	0	0	△0
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	289	102	219	264	△66	△230	
営農指導事業分配賦額⑲		1	1	227	0	△230	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	289	100	217	37	△66		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等：人件費割合+事業損益割合+事業管理費割合（人件費を除く）の平均値を全部門に配賦
- (2) 営農指導事業：人件費割合+事業損益割合+事業管理費割合（人件費を除く）+教育情報費のうち広報発行経費の平均値を全部門に配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。 (単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	26.0	19.0	44.1	5.5	5.4	100.0
営農指導事業	0.6	0.5	98.8	0.1		100.0

3. 部門別の資産 (単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	経済事業（農業関連・生活その他・農業関連）	共通資産
事業別の総資産	133,217	106,074	0	10,749	16,392
総資産（共通資産配分後）	133,217	110,336	3,115	19,765	
※（うち固定資産）	(5,784)	(1,504)	(1,099)	(3,181)	

※共通資産の他部門への配賦基準

人件費割合+事業損益割合+事業管理費割合（人件費を除く）の平均値を全部門に配賦。

区 分	計	信用事業	共済事業	経済事業（農業関連・生活その他・農業関連）
配賦率	100.0%	26.0%	19.0%	55.0%

## 6. 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常収益（事業収益）	8,046	6,670	6,989	6,738	7,008
信用事業収益	949	961	948	900	968
共済事業収益	995	920	874	789	757
農業関連事業収益	5,599	4,648	5,031	4,909	5,122
その他事業収益	501	139	134	138	160
経常利益	277	259	328	368	322
当期剰余金	70	199	△ 261	197	225
出資金 （出資口数）	4,221 (1,407,167)	4,161 (1,387,090)	4,079 (1,359,698)	4,007 (1,335,860)	3,917 (1,305,938)
純資産額	9,827	9,857	9,271	9,152	8,731
総資産額	130,835	130,806	127,102	130,520	133,217
貯金等残高	115,018	115,369	112,235	115,317	117,482
貸出金残高	29,852	32,368	32,858	32,957	34,632
有価証券残高	6,153	6,227	6,152	6,214	5,991
剰余金配当金額	-	-	-	27	-
出資配当額	-	-	-	-	-
事業利用分量配当額	-	-	-	27	-
職員数	428	420	384	359	352
単体自己資本比率	14.48	14.24	14.20	13.88	13.63

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。

5. 経常収益(事業収益)のうち、農業関連事業収益及びその他事業収益については、25年度以前は事業直接損益を表示しておりましたが、26年度より事業直接収益を表示する方法に変更しております。

### 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	5年度	6年度	増減
資金運用収支	798	802	4
役務取引等収支	33	36	3
その他信用事業収支	△48	76	124
信用事業粗利益	831	815	△16
（信用事業粗利益率）	(0.75)	(0.74)	(0.01)
事業粗利益	2,950	2,923	△27
（事業粗利益率）	(2.22)	(2.18)	(0.04)
事業純益	213	142	△71
実質事業純益	229	144	△85
コア事業純益	229	144	△85
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	229	144	△85

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	5年度			6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	108,036	808	0.74	107,877	881	0.81
うち預金	68,694	333	0.48	67,479	426	0.63
うち有価証券	6,505	52	0.79	6,951	56	0.80
うち貸出金	32,837	423	1.28	33,447	399	1.19
資金調達勘定	118,214	13	0.01	119,093	75	0.06
うち貯金・定期積金	118,127	13	0.01	119,035	75	0.06
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	87	0	0.00	58	0	0.00
総資金利ざや	-	-	0.15	-	-	0.16

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り)+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	5年度増減額	6年度増減額
受取利息	11	73
うち預金	3	93
うち有価証券	6	5
うち貸出金	2	△25
支払利息	3	62
うち貯金・定期積金	3	62
うち借入金	0	0
差引	8	11

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

##### ① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	5年度		6年度		増減
流動性貯金	59,472	(50.3)	62,854	(52.8)	3,382
定期性貯金	58,518	(49.5)	56,042	(47.1)	△2,476
その他の貯金	136	(0.1)	137	(0.1)	1
計	118,127	(100.0)	119,035	(100.0)	908
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	118,127	(100.0)	119,035	(100.0)	908

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( )内は構成比です。

##### ② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	5年度		6年度		増減
定期貯金	54,604	(100.0)	52,097	(100.0)	△2,507
うち固定金利定期	54,575	(99.9)	52,060	(99.9)	△2,515
うち変動金利定期	29	(0.1)	37	(0.1)	8

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( )内は構成比です。

##### (2) 貸出金等に関する指標

##### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	5年度	6年度	増減
手形貸付	13	3	△10
証書貸付	30,307	31,490	1,183
当座貸越	1,690	1,537	△153
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	825	415	△410
合計	32,836	33,447	611

##### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	5年度		6年度		増減
固定金利貸出	18,170	(55.1)	17,023	(49.2)	△1,147
変動金利貸出	14,787	(44.9)	17,609	(50.8)	2,822
合計	32,957	(100.0)	34,632	(100.0)	1,675

(注) 1. ( )内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高 (単位：百万円)

種類	5年度	6年度	増 減
貯金・定期積金等	121	105	△16
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	204	171	△33
その他担保物	4	2	△2
小 計	329	278	△51
農業信用基金協会保証	16,646	17,968	1,322
その他保証	5,597	5,102	△495
小 計	22,243	23,070	827
信用	10,385	11,284	899
合 計	32,957	34,632	1,677

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高 (単位：百万円)

種類	5年度	6年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	5	-	△5
その他担保物	-	-	-
小 計	5	-	△5
信用	-	-	-
合 計	5	-	△5

⑤ 貸出金の使途別内訳残高 (単位：百万円)

種類	5年度		6年度		増 減
設備資金	26,255	(79.7)	29,345	(84.73)	3,090
運転資金	6,702	(20.3)	5,287	(15.3)	△1,415
合 計	32,957	(100.0)	34,632	(100.0)	1,675

(注) 1. ( ) 内は構成比です。

## ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	5年度		6年度		増減
農業	6,502	(19.7)	6,328	(18.3)	△174
林業	63	(0.2)	62	(0.2)	△1
水産業	41	(0.1)	38	(0.1)	△3
製造業	2,205	(6.7)	2,199	(6.4)	△6
鉱業	98	(0.3)	93	(0.3)	△5
建設・不動産業	1,734	(5.3)	2,036	(5.9)	302
電気・ガス・熱供給水道業	71	(0.2)	65	(0.2)	△6
運輸・通信業	539	(1.6)	571	(1.6)	32
金融・保険業	3,672	(11.1)	504	(1.5)	△3,168
卸売・小売・サービス業・飲食業	928	(2.8)	3,942	(11.4)	3,014
地方公共団体	5,597	(17.0)	5,101	(14.7)	△496
非営利法人	-	-	-	-	-
その他	11,499	(35.0)	13,693	(39.5)	2,194
合計	32,949	(100.0)	34,632	(100.0)	1,683

(注) 1. ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

## ア 営農類型別

種類	5年度	6年度	増減
農業	5,109	4,844	△265
穀作	2,402	2,163	△239
野菜・園芸	40	41	1
果樹・樹園農業	6	8	2
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	240	246	6
養鶏・養卵	5	3	△2
養蚕	-	-	-
その他農業	2,416	2,383	△33
農業関連団体等	23	16	△7
合計	5,133	4,860	△273

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の資産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

① 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	5年度	6年度	増 減
プロパー資金	4,686	4,416	△270
農業制度資金	446	444	△2
農業近代化資金	115	174	59
その他制度資金	331	270	△61
合 計	5,132	4,860	△272

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	5年度	6年度	増 減
日本政策金融公庫	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額				
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	5年度	143	27	48	67	142	
	6年度	155	26	55	73	155	
危険債権	5年度	252	42	163	47	252	
	6年度	235	35	157	43	234	
要管理債権	5年度	1	0	0	0	0	
	6年度	1	0	0	0	0	
	三月以上延滞債権	5年度	0	0	0	0	0
		6年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	5年度	1	0	0	0	0
		6年度	1	0	0	0	0
小計	5年度	396	69	211	114	394	
	6年度	390	60	212	116	389	
正常債権	5年度	32,599					
	6年度	34,275					
合計	5年度	32,995					
	6年度	34,665					

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債権者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況  
該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

区分	5年度				6年度					
	期首残高	期中増減額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増減額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	15	15	-	15	15	15	1	-	15	1
個別貸倒引当金	180	149	-	180	149	149	145	-	149	145
合計	196	165	-	196	165	165	147	-	165	147

⑪ 貸出金償却の額 (単位：百万円)

	5年度	6年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績 (単位：件、百万円)

種 類		5年度		6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	86,264	200,863	86,660	197,942
	金 額	37,440	48,692	38,955	51,393
代金取立為替	件 数	1	1	-	-
	金 額	1	8	-	-
雑為替	件 数	7,829	5,679	7,411	5,136
	金 額	5,562	12,653	5,240	6,956
合 計	件 数	94,094	206,543	94,071	203,078
	金 額	43,004	61,354	44,195	58,349

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高 (単位：百万円)

種 類	5年度	6年度	増 減
国 債	1,389	1,557	168
地方債	2,799	2,799	0
政府保証債	799	799	0
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	1,516	1,795	279
株 式	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合 計	6,504	6,951	447

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

② 商品有価証券種類別平均残高  
該当する取引はありません。

## ③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	5年度	-	-	-	-	-	1,271	-	1,271
	6年度	-	-	-	-	-	1,254	-	1,254
地方債	5年度	-	-	-	-	-	2,622	-	2,622
	6年度	-	-	-	-	-	2,398	-	2,398
政府保証債	5年度	-	-	-	-	-	801	-	801
	6年度	-	-	-	-	-	744	-	744
金融債	5年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	5年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	5年度	-	-	-	-	-	1,520	-	1,520
	6年度	-	-	-	-	-	1,595	-	1,595
株式	5年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	5年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-	-	-	-

## (5) 有価証券等の時価情報等

## ① 有価証券の時価情報

## ア 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

## イ 満期保有目的の債権

該当する取引はありません。

## ウ その他有価証券

(単位：百万円)

種類		5年度			6年度		
		貸借対照表計上額	取得価額または簿価減価	差額	貸借対照表計上額	取得価額または簿価減価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	203	200	3	-	-	-
	政府保証債	612	599	12	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	403	400	3	-	-	-
	株式	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	1,218	1,199	19	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,270	1,389	△119	1,254	1,487	△233
	地方債	2,418	2,600	△181	2,398	2,800	△401
	政府保証債	189	200	△10	743	799	△55
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,117	1,199	△82	1,595	1,799	△204
	その他の証券	-	-	-	-	-	-

種類	5年度			6年度		
	貸借対照表計上額	取得額または異動額	差額	貸借対照表計上額	取得額または異動額	差額
小計	4,995	5,389	△394	5,991	6,887	△895
合計	6,214	6,589	△374	5,991	6,887	△895

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：千円）

	5年度	6年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	273,711	381,890

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	5年度	6年度
残高有り投資信託口座数	316	356

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種類	5年度		6年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	18,176	129,510	17,976	123,163
	定期生命共済	422	3,983	449	4,169
	養老生命共済	5,877	36,305	5,285	31,707
	うちこども共済	2,856	13,801	2,740	12,623
	医療共済	14,801	2,565	14,553	2,307
	がん共済	2,869	282	2,860	270
	定期医療共済	238	346	210	323
	介護共済	1,331	1,985	1,406	2,157
	認知症共済	199		219	
	生活障害共済	269		316	
	特定重度疾病共済	444		469	
	年金共済	6,644	3	6410	-
	建物共生共済	17,076	223,867	17,106	222,055
合計	68,346	398,848	67,259	386,155	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

### (2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種類	5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	14,801	1,043	14,553	1,192
がん共済	2,869	15	2,860	15
定期医療共済	238	1	210	1
合計	17,908	1,060	17,623	1,208

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種類	5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,331	3,420	1,406	3,647
認知症共済	199	386	219	405
生活保障共済（一時金型）	176	1,399	221	1,564
生活保障共済（定期年金型）	93	106	95	106
特定重度疾病共済	444	900	469	901

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

## (4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種類	5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	3,811	1,772	3,638	1,676
年金開始後	2,833	1,251	2,772	1,231
合計	6,644	3,024	6,410	2,908

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

## (5) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種類	5年度			6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	4,153	34,965	40	4,070	35,039	43
自動車共済	19,161		847	19,216		853
傷害共済	21,262	68,272	70	20,282	62,986	67
定額定期生命共済	4	12	0	4	12	0
賠償責任共済	810		1	787		1
自賠責共済	4,099		69	4,458		74
合計	49,489		1,029	48,817		1,041

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品

(単位：百万円)

種類		5年度	6年度
生産資材	肥料	1,190	1,158
	資料	432	309
	農薬	939	954
	温床資材	173	190
	出荷資材	249	252
	種苗	425	442
	その他生産資材	118	113
合計		3,530	3,422

(注) 当期取扱高は総額で記載しており損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：百万円)

種類		5年度	6年度
米	出荷契約米	8,014	9,252
	その他の米	2,498	2,857
小計		10,513	12,109
米以外の農産物	麦・雑穀・大豆	187	198
	果実	613	841
	やさい	286	281
	花卉	225	236
	菌茸	72	45
	山菜	71	73
	その他の農産物	21	21
小計		1,479	1,699
畜産	生乳	43	43
	肉牛	99	120
	子牛	53	55
	肉豚	474	362
	子豚	-	-
	その他の畜産物	62	50
小計		734	631
産直店舗受託販売高		57	65
合計		12,784	14,505

(注) 当期取扱高は総額で記載しており損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(注) 出荷契約米の取扱額は、6年度米農直販売(率)35.46%・全農販売(率)43.43%でみなし計上しています。

令和6年度の出荷契約米には、農協直接販売米の取扱高(7,731百万円)が含まれています。

② 買取販売品 (単位：百万円)

種類	5年度	6年度
米	463	797
大豆	0	0
そば	31	27
やさい	4	0
果実	8	9
合計	508	835

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績 (単位：百万円)

科目	費用		科目	収益	
	5年度	6年度		5年度	6年度
保管材料費	3	2	保管料	165	169
保管労務費	61	62	荷役料	62	53
検査費用	1	0	検査手数料	39	36
その他費用	13	7	その他収益	10	9
合計	79	74	合計	278	269

(4) 利用事業取扱実績 (単位：百万円)

施設	費用		収益	
	5年度	6年度	5年度	6年度
藤島岳詰加工	6	5	6	5
三川麦センター	39	-	63	-
大豆乾燥調製施設	-	26	-	54
櫛引水稻育苗	45	44	77	75
青果物集荷場	-	3	-	4
合計	90	79	146	140

(5) その他の事業取扱実績

① 加工事業取扱実績 (単位：百万円)

施設	費用		収益	
	5年度	6年度	5年度	6年度
月山ワイン	92	88	162	142

② 福祉介護事業取扱実績 (単位：百万円)

施設	費用		収益	
	5年度	6年度	5年度	6年度
福祉介護事業	31	35	131	155

③ 農用地利用調整事業取扱実績 (単位：百万円)

施設	費用		収益	
	5年度	6年度	5年度	6年度
農用地利用調整事業	96	17	98	1

④ 共同管理施設利用事業取扱実績 (単位：百万円)

施 設	費用		収益	
	5年度	6年度	5年度	6年度
共同管理施設利用事業	125	139	134	149

⑤ その他事業取扱実績 (単位：百万円)

施 設	費用		収益	
	5年度	6年度	5年度	6年度
んめ農マルシェ	66	78	77	92

⑥ 指導事業収支内訳 (単位：百万円)

科 目	費 用		科 目	収 益	
	5年度	6年度		5年度	6年度
営農改善費	87	87	賦課金	96	95
生活文化費	7	6	指導事業補助金	10	11
教育情報費	20	21	実費収入	4	3
合 計	114	115	合 計	110	110

(注) 費用・収益には人件費、減価償却費等の間接損益は含まれていません。

#### IV 経営諸指標

##### 1. 利益率

(単位：%)

項目	5年度	6年度	増減
総資産経常利益率	0.27	0.24	△0.03
資本経常利益率	3.87	3.33	△0.54
総資産当期純利益率	0.14	0.21	0.07
資本当期純利益率	2.08	3.00	0.92

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

##### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		5年度	6年度	増減
貯貸率	期末	28.57	29.47	0.90
	期中平均	27.79	28.09	0.30
貯証率	期末	5.38	5.09	△0.29
	期中平均	5.50	5.83	0.33

(注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100



V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	5 年度	6 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,649	8,758
うち、出資金及び資本準備金の額	4,007	3,917
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	4,724	4,922
うち、外部流出予定額 (△)	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△81	△81
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15	1
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	15	1
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (㊴)	8,665	8,760
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 ( モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。 ) の額の合計額	13	12
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13	12
繰延税金資産 ( 一時差異に係るものを除く。 ) の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 ( 純資産の部に計上されるものを除く。 ) の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 ( 一時差異に係るものに限る。 ) に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 ( 一時差異に係るものに限る。 ) に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (㊵)	13	12
自己資本		
自己資本の額 ( (㊴) - (㊵) ) (㊶)	8,652	8,747
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	56,977	62,703

項 目	5年度	6年度
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,380	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,380	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,314	1,458
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (⊖)	62,292	64,162
自己資本比率		
自己資本比率 ( (⊕) / (⊖) )	13.88%	13.63%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
現金	541	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,391	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,411	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	2,005	120	5
地方三公社向け	383	76	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,118	13,423	537
法人等向け	1,027	1,017	41
中小企業等向け及び個人向け	4,627	3,355	134
抵当権付住宅ローン	2,832	990	40
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	84	82	3
取立未済手形	38	7	0
信用保証協会等保証付	16,664	1,642	66
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	0	-
共済約款貸付	-	0	-
出資等	1,829	1,829	73
(うち出資等のエクスポージャー)	1,829	1,829	73
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	0	-
上記以外	22,142	33,030	1,321
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー)	7,262	18,156	726
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	14,879	14,874	595
証券化	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-
(うち非 STC 適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-

信用リスク・アセット	5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,380	55
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-
CVAリスク相当額 ÷ 8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	129,298	56,977	2,279
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基本的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 ③		所要自己資本額 ④=③×4%
	5,314		213
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計 ⑤		所要自己資本額 ⑥=⑤×4%
	62,292		2,492

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにされされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ②	所要自己資本額 ①=②×4%
現金	636	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,489	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	7,909	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	2,206	140	6
地方三公社向け	805	161	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	64,405	12,881	515
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	117	117	5
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅小企業等向け及び個人向け	3,693	3,015	120
（うちトランザクター向け）	-	4	1
不動産関連向け	-	6,110	244
（うち自己居住用不動産等向け）	8,012	6,009	240
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	143	100	4
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	377	565	23
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5	5	0
取立未済手形	22	4	0
信用保証協会等による保証付	17,779	1,777	71
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	1,829	1,829	73
（うち出資等のエクスポージャー）	-	-	-
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
上記以外	22,854	36,074	1,443
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー）	8,566	21,415	857

	6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	246	616	25
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	14,041	14,041	562
証券化	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-
(うち非 STC 適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	124,332	62,703	2,681
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 (基本的手法)	マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①		所要自己資本額 ②=①×4%
	-		-
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基本的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 ①		所要自己資本額 ②=①×4%
	1,458		58
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 合計 ①		所要自己資本額 ②=①×4%
	64,162		2,566

## ③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,458
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	58
B I	972
B I C	116

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は基本的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理体制、方針等は、単体の開示内容（P12）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

#### ② 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

㊦ リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

㊧ リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I、M o o d y ' s、 J C R、S & P、F i t c h	
金融機関向けエクスポージャー	R & I、M o o d y ' s、 J C R、S & P、F i t c h	
法人向けエクスポージャー	R & I、M o o d y ' s、 J C R、S & P、F i t c h	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	5年度					6年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内	129,448	33,002	6,601	-	189	133,041	34,665	6,900	-	530
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	129,448	33,002	6,601	-	189	133,041	34,665	6,900	-	530
法人	農業	524	524	-	-	554	553	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	23	23	-	-	20	16	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	300	-	300	-	300	-	300	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1,505	-	1,505	-	1,505	-	1,505	-	-
	金融・保険業	65,051	825	600	-	64,133	400	801	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,703	172	-	-	1,730	73	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	10,332	6,136	4,195	-	10,075	5,781	4,293	-	-
上記以外	589	589	-	-	2,557	605	-	-	-	
個人	24,732	24,732	-	-	123	28,785	27,237	-	-	229
その他	22,688	-	-	-	66	23,383	-	-	-	300
業種別残高	129,448	33,002	6,601	-	189	133,041	34,665	6,900	-	530
1年以下	68,974	1,856	-	-	-	65,794	1,363	-	-	2
1年超3年以下	1,323	1,323	-	-	1	1,373	1,372	-	-	2
3年超5年以下	2,060	2,060	-	-	1	1,874	1,874	-	-	3
5年超7年以下	1,814	1,814	-	-	1	1,767	1,767	-	-	3
7年超10年以下	3,417	3,417	-	-	-	3,694	3,395	300	-	3
10年超	28,609	22,008	6,601	-	-	30,964	24,364	6,600	-	9
期限の定めのないもの	23,249	522	-	-	187	27,575	531	-	-	507
残存期間別残高	129,448	33,002	6,601	-	189	133,041	34,665	6,900	-	530

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減 (単位:百万円)

	5年度					6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的師匠	その他	
一般貸倒引当金	15	15	-	15	15	15	1	-	15	1
個別貸倒引当金	180	149	-	180	149	149	145	-	149	145

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

	5年度						6年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	180	149	-	180	149	-	149	145	-	149	145	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	180	149	-	180	149	-	149	145	-	149	145	-	
法人	農業	-	2	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	180	33	-	180	33	-	33	8	-	33	8	-	
個人	-	114	-	-	114	-	114	137	-	114	137	-	
業種別計	180	149	-	180	149	-	149	145	-	149	145	-	

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	636	-	636	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,489	-	1,489	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	7,909	-	7,909	-	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	200	-	200	-	20	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	2,206	-	2,206	-	140	5
地方三公社向け	20	805	-	805	-	161	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	64,405	-	64,405	-	12,891	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	117	-	117	-	117	100
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,807	276	3,693	27	3,015	81
（うちトランザクター向け）	45	-	105	-	10	4	45
不動産関連向け	20~150	8,213	8,156	-	-	6,110	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	8,058	-	8,012	-	6,009	75
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	155	-	143	-	100	70
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	377	1	377	159	565	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	6	-	5	-	5	100
取立未済手形	20	22	-	22	-	4	20

信用保証協会等による保証付	0~10	17,986	-	17,779	-	1,777	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	1,829	-	1,829	-	1,829	100
共済約款貸付	0	22,854	0	22,854	0	36,074	158
上記以外	100~1250	-	-	-	-	-	-
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	8,566	-	8,566	-	21,415	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	246	-	246	-	616	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	14,041	0	14,041	0	14,041	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-

未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	132,867	8,434	124,332	27	62,703	47

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度においては記載していません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)							合計		
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,489	-	-	-	-	-	-	1,489		
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	7,909	-	-	-	-	-	-	7,909		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機関機構向け	-	200	-	-	-	-	-	200		
我が国の政府関係機構向け	802	1,403	-	-	-	-	-	2,206		
地方三公社向け	-	-	805	-	-	-	-	805		
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,405	-	-	-	-	-	-	-	64,405	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	117	-	-	117	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-							
株式等	-	-	1,829	-	-	1,829							
	45%	75%	80%	100%	その他	合計							
中堅中小企業等向け及び個人向け	10	2,577	310	795	24	3,721							
(うちトランザクター向け)	10	-	-	-	-	10							
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け											8,012		8,012
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	143	-	-	-	-	-	143						
	60%			その他			合計						
不動産関連向けうちADC向け	-			-			-						
	100%	150%	その他			合計							
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	376	-			377							
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5	-	-			5							
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	636	-	-	-	-	636							
取立未済手形	-	-	22	-	-	22							
信用保証協会等による保証付	-	17,772	-	-	6	17,779							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-							

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高 (単位:百万円)

		5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減 効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	-	10,344	10,344
	リスク・ウエイト 2%	-	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-	-
	リスク・ウエイト 10%	-	18,870	18,870
	リスク・ウエイト 20%	59,303	8,237	67,540
	リスク・ウエイト 35%	-	2,833	2,833
	リスク・ウエイト 50%	83	-	83
	リスク・ウエイト 75%	-	4,670	4,670
	リスク・ウエイト 100%	1,121	18,104	19,224
	リスク・ウエイト 150%	16	-	16
	リスク・ウエイト 250%	-	7,262	7,262
	その他	-	-	-
リスク・ウエイト 1250%		-	-	-
計		60,522	70,320	130,842

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	95,772	-	-	95,456
40%～70%	155	105	10	154
75%	10,625	147	10	10,589
80%	-	0	11	0
85%	310	-	-	310
90%～100%	918	6	10	918
105%～130%	-	-	-	-
150%	376	-	10	376
250%	1,829	-	-	1,829
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	23	19	10	25
合計	110,012	278	10	109,661

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、この条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区分	5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	5	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	5	802	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区分	6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを 含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等 向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	2	802	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項  
該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項  
該当する取引はありません。

## 7. CVAに関する事項

該当する取引はありません。

## 8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

## 9. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇ リスク管理の方針および手続きの概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

#### ○ オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・ 定義
- ・ 基本的な考え方
- ・ 体制：会議体、部門、部署
- ・ その他

#### ○ オペレーショナル・リスクの総合的な管理

#### ○ 事務リスク管理

#### ○ システムリスク管理

#### ○ その他オペレーショナル・リスク管理

### ◇ BIの進出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（業務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

### ◇ ILMの進出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

### ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無。 該当ありません。

### ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む） 該当ありません。

## 10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### ① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価額 (単位:百万円)

	5年度		6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,267	8,267	9,996	9,996
合計	8,267	8,267	9,996	9,996

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

- ③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益  
該当する取引はありません。
- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)  
該当する取引はありません。
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)  
該当する取引はありません。

1.1. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	5年度	6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

1.2. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する取引はありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII 以外に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

変動はありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示に基づく定量的開示の対象となる  $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII と大きく異なる点）

特段ありません。

## ② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	244	534	7	17
2	下方平行シフト	0	0	37	4
3	スティープ化	648	894		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	342	185		
7	最大値	648	894	37	17
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,747		8,652	



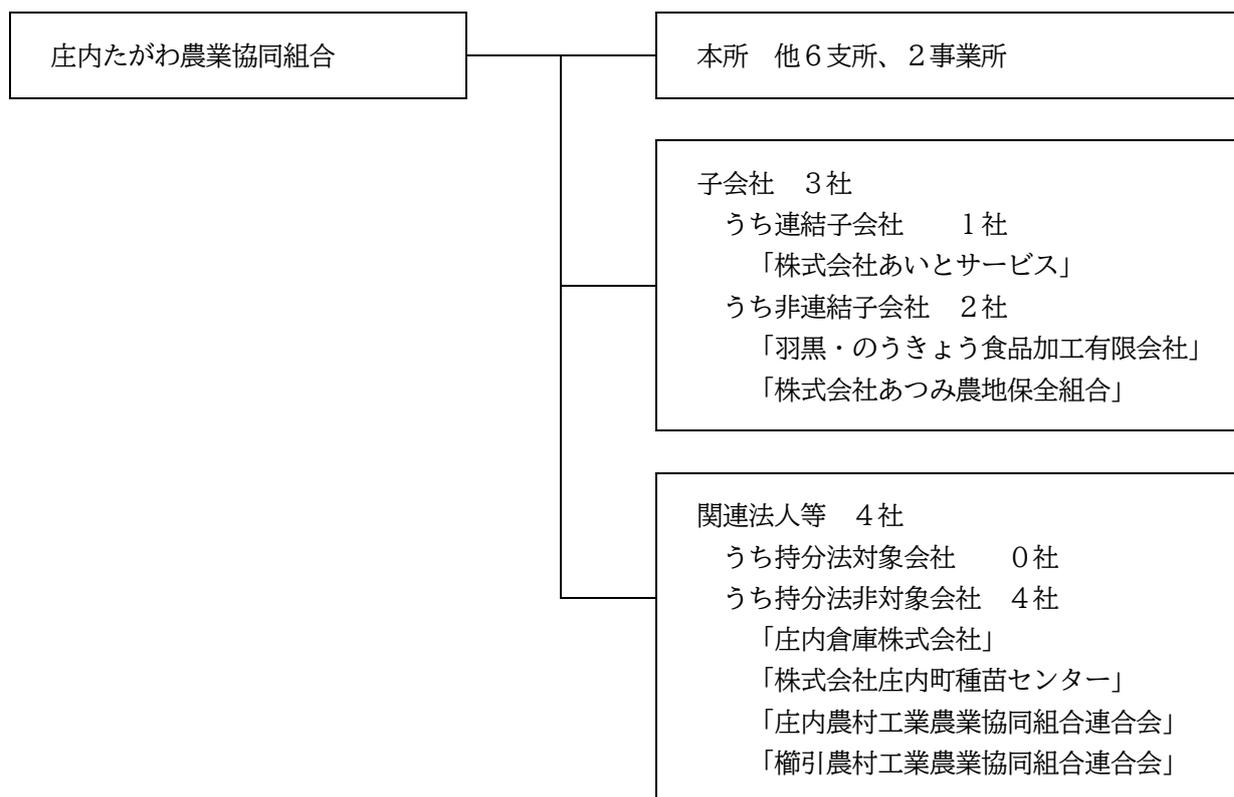
## VI 連結情報

### 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図

庄内たがわ農業協同組合のグループは、当組合、子会社3社、関連法人等4社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。また、金融業務を営む関連法人等は0社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



#### (2) 子会社等の状況

(単位:百万円, %)

○ 名称			
主たる営業所または事業所の所在地			
事業内容			
設立年月日	資本金	当JAの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
○ 株式会社あいとサービス			
山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1			
農機事業、車両事業、給油・LPG事業、葬祭事業等			
平成26年8月1日	100	100.0	0.0
○ 羽黒・のうきょう食品加工有限公司			
山形県鶴岡市羽黒町大字川代字川代山406番地			
野菜を原料とする浅漬け加工販売の事業			
平成元年9月14日	80	60.0	0.0

○ 株式会社あつみ農地保全組合			
山形県鶴岡市湯温海字湯之里 284			
農業、農作業の受託、再委託、農畜産物の加工等			
平成 26 年 8 月 6 日	1	93.0	0.0

(3) 連結事業概況 (6 年度)

① 連結事業の概況

6 年度の当組合の連結決算は、子会社 1 社を連結し、持分法適用の関連法人等はありません。

連結決算の内容は、連結経常利益 415 百万円、連結当期剰余金 281 百万円、連結純資産 9,534 百万円、連結総資産 134,183 百万円で、連結自己資本比率は 14.64%となりました。

② 連結子会社の事業概況

[株式会社あいとサービス]

6 年度は、売上高が 4,829,031 千円(対前年比 102.08%)、売上原価は 3,780,108 千円(対前年比 102.18%)となり、事業総利益は 1,048,922 千円(対前年比 101.71%)となりました。また、事業管理費が 955,570 千円(対前年比 105.63%)となり、営業利益 93,351 千円(対前年比 73.67%)、経常利益は 103,375 千円(対前年比 77.42%)を計上し、最終的に 66,217 千円(対前年比 75.18%)の当期利益となりました。

(4) 最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円,%)

項目	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
連結経常収益 (事業収益)	12,441	10,845	11,162	10,858	11,127
信用事業収益	945	957	945	897	965
共済事業収益	995	920	874	789	757
農業関連事業収益	5,593	4,650	5,033	4,912	5,123
その他事業収益	4,903	4,318	4,310	4,261	4,284
連結経常利益	425	372	449	503	415
連結当期剰余金	171	272	△182	286	281
連結純資産額	10,336	10,437	9,930	9,899	9,534
連結総資産額	131,422	131,545	127,985	131,304	134,183
連結自己資本比率	14.72	14.22	14.39	13.83	14.64

(注 1) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

## (5) 連結貸借対照表 (2事業年度分)

(単位：百万円)

資 産			負債及び純資産		
科 目	5年度 6年3月31日	6年度 7年3月31日	科 目	5年度 6年3月31日	6年度 7年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	106,992	106,180	1. 信用事業負債	115,638	118,249
(1) 現金及び預金	67,673	65,129	(1) 貯金	114,917	117,126
(2) 有価証券	6,214	5,991	(2) 借入金	66	37
(3) 貸出金	32,957	34,632	(3) その他の信用事業負債	649	1,085
(4) その他の信用事業資産	264	543	(4) 債務保証	5	-
(5) 債務保証見返	5	-	2. 共済事業負債	670	676
(6) 貸倒引当金	△122	△115	(1) 共済資金	372	386
2. 共済事業資産	0	0	(2) その他の共済事業負債	297	290
(1) その他の共済事業資産	0	0	3. 経済事業負債	3,185	3,755
3. 経済事業資産	9,448	11,496	(1) 経済事業未払金	948	991
(1) 経済事業未収金	1,936	2,201	(2) 経済受託債務	1,684	2,258
(2) 経済受託債権	5,425	7,085	(3) その他の経済事業負債	553	505
(3) 棚卸資産	1,499	1,523	4. 雑負債	471	527
(4) その他の経済事業資産	638	726	5. 諸引当金	940	928
(5) 貸倒引当金	△52	△40	(1) 賞与引当金	120	118
4. 雑資産	488	372	(2) 退職給付に係る負債	97	117
(1) 雑資産	489	372	(3) 役員退職慰労引当金	40	43
(2) 貸倒引当金	△1	△0	(4) ポイント引当金	6	-
5. 固定資産	5,916	5,941	(5) 役員退職給付引当金	676	649
(1) 有形固定資産	5,897	5,924	6. 再評価に係る繰延税金負債	498	511
建物	10,502	10,674	負債の部合計	121,404	124,649
機械装置	5,645	5,649	(純資産の部)		
土地	2,965	2,976	1. 組合員資本	9,397	9,561
その他の有形固定資産	2,249	2,319	(1) 出資金	4,007	3,917
減価償却累計額 (控除)	△15,465	△15,695	(2) 利益剰余金	5,471	5,725
(2) 無形固定資産	19	16	(3) 処分未済持分	△81	△81
6. 外部出資	8,166	9,896	(4) 子会社の所有する親組合出資金	△0	△0
(1) 外部出資	8,166	9,896	2. 評価・換算差額等	502	△26
7. 繰延税金資産	291	296	(1) その他有価証券評価差額金	△380	△895
			(2) 土地再評価差額金	882	869
			純資産の部合計	9,899	9,534
資産の部合計	131,304	134,183	負債及び純資産の部合計	131,304	134,183

## (6) 連結損益計算書(2事業年度分)

(単位:百万円)

科目	5年度 (自5年4月1日 至6年3月31日)	6年度 (自6年4月1日 至7年3月31日)	科目	5年度 (自5年4月1日 至6年3月31日)	6年度 (自6年4月1日 至7年3月31日)
1. 事業総利益	3,959	4,013	(8) 販売事業費用	342	437
(1) 信用事業収益	897	965	販売品販売原価	322	406
信用運用収益	812	880	販売費	15	19
(うち預金利息)	(332)	(425)	その他の費用	4	11
(うち有価証券利息)	(51)	(56)	販売事業総利益	556	670
(うち貸出金利息)	(423)	(398)	(9) その他事業収益	1,053	1,070
(うちその他受入利息)	(5)	(0)	(10) その他事業費用	607	618
役務取引等収益	57	60	その他事業総利益	446	451
その他経常収益	27	24	2. 事業管理費	3,578	3,688
(2) 信用事業費用	116	201	(1) 人件費	2,495	2,536
資金調達費用	15	78	(2) その他事業管理費	1,083	1,152
(うち貯金利息)	(13)	(74)	事業利益	380	325
(うち給付補填金繰入)	(0)	(0)	3. 事業外収益	201	150
(うち借入金利息)	(0)	(0)	(1) 受取雑利息	1	0
(うちその他支払利息)	(1)	(3)	(2) 受取出資配当金	136	66
役務取引等費用	27	27	(3) 賃貸料	29	29
その他経常費用	74	95	(4) 雑収入	34	51
(うち貸倒引当金戻入益)	(△24)	(△6)	(5) ポイント引当金戻入	-	3
信用事業総利益	780	763	4. 事業外費用	80	60
(3) 共済事業収益	789	757	(1) 貸倒損失	-	0
共済付加収入	753	715	(2) 寄付金	0	0
その他の収益	36	41	(3) 貸与資産費用	62	54
(4) 共済事業費用	24	24	(4) 雑損失	17	6
共済推進費及び共済保全費	23	23	経常利益	502	415
その他の費用	0	0	5. 特別利益	324	67
共済事業総利益	764	733	(1) 固定資産処分益	0	29
(5) 購買事業収益	7,217	7,226	(2) 一般補助金	323	38
購買品供給高	6,621	6,656	6. 特別損失	493	100
購買品手数料	194	181	(1) 固定資産処分損	4	0
その他の収益	401	387	(2) 固定資産圧縮損	323	38
(6) 購買事業費用	5,806	5,831	(3) 固定資産除却損	40	-
購買品供給原価	5,629	5,645	(4) 減損損失	123	61
購買供給費	123	145	(5) その他の特別損失	0	-
その他の費用	54	40	税金等調整前当期利益	332	382
購買事業利益	1,410	1,394	法人税、住民税及び事業税	52	100
(7) 販売事業収益	899	1,108	法人税等調整額	△6	1
販売品販売高	365	513	法人税等合計	45	101
販売品手数料	421	478	当期利益	286	281
その他の収益	112	116	当期剰余金	286	281

## (7) 連結キャッシュ・フロー計算書(2事業年度分)

(単位:百万円)

科 目	5年度 (自5年4月1日 至6年3月31日)	6年度 (自6年4月1日 至7年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期損失	△63	△78
減価償却費	336	382
減損損失	123	61
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△29	△19
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△103	△3
その他引当金等の増減額(△は減少)	△0	△6
信用事業信金運用収益	△812	△479
信用事業資金調達費用	15	78
受取雑利息及び受取出資配当金	△211	△164
支払雑利息	0	0
固定資産売却損益(△は益)	4	△29
資産除去債務にかかる増減額(△は減少)	1	1
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	(2,327)	(98)
貸出金の純増(△)減	△99	△1,674
預金の純増(△)減	△1,000	△500
貯金の純増減(△)	3,086	2,148
信用事業借入金の純増減(△)	△27	△28
その他信用事業資産の増(△)減	94	△264
その他信用事業負債の増減(△)	272	418
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	(△7)	(6)
共済資金の純増減(△)	4	13
未経過共済付加収入の純増(△)減	△11	△6
その他共済事業資産の増(△)減	0	0
その他共済事業負債の増減(△)	△0	-
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	(621)	(△1,466)
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	167	△264
経済受託債権の純増(△)減	67	△1,748
棚卸資産の純増(△)減	82	△23
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△34	42
経済受託債務の純増減(△)	336	527
その他経済事業資産の増(△)減	8	1
その他経済事業負債の増減(△)	△6	△0
(その他の資産及び負債の増減)	(836)	(573)
その他の資産の純増(△)減	99	204
その他の負債の純増減(△)	△48	△7
信用事業資金運用による収入	801	465
信用事業資金調達による支出	△15	△61
事業分量配当金の支払額	-	△27
小 計	3,038	△1,024
雑利息及び出資配当金の受取額	137	77

科 目	5 年度 (自5年4月1日 至6年3月31日)	6 年度 (自6年4月1日 至7年3月31日)
法人税等の支払額	△102	△42
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,073	△989
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,400	△2,650
有価証面の売却・償還による収入	1,495	2,801
補助金の受入による収入	323	38
固定資産の取得による支出	△1,220	△575
固定資産の売却による収入	204	97
外部出資による支出	△0	△1,729
外部出資の売却等による収入	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△597	△2,017
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△81	△80
持分の取得による支出	△74	△88
持分の譲渡による収入	65	81
出資配当金の支払額	-	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー	△90	△97
4. 現金及び現金同等物の減少額（増加額）	2,385	△3,104
5. 現金及び現金同等物の期首残高	6,045	8,431
6. 現金及び現金同等物の期末残高	8,431	5,326

(8) 連結注記表

令和5年度

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等 … 1社  
株式会社あいとサービス

(2) 非連結子会社・子法人等 … 2社  
羽黒・のうきょう食品加工有限会社  
株式会社あつみ農地保全組合

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当連結会計期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等 … 0社  
該当する会社はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 … 0社  
該当する会社はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等 … 2社  
羽黒・のうきょう食品加工有限会社  
株式会社あつみ農地保全組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 … 2社  
庄内倉庫株式会社  
株式会社庄内町種苗センター

持分法非適用の非連結子会社・子法人等および関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末日 … 1社

(2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4. のれん勘定の償却方法及び償却期間  
該当事項はありません。

令和6年度

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等 … 1社  
株式会社あいとサービス

(2) 非連結子会社・子法人等 … 2社  
羽黒・のうきょう食品加工有限会社  
株式会社あつみ農地保全組合

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当連結会計期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等 … 0社  
該当する会社はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 … 0社  
該当する会社はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等 … 2社  
羽黒・のうきょう食品加工有限会社  
株式会社あつみ農地保全組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 … 4社  
庄内倉庫株式会社  
株式会社庄内町種苗センター

庄内農村工業農業協同組合連合会  
櫛引農村工業農業協同組合連合会

持分法非適用の非連結子会社・子法人等および関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末日 … 1社

(2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4. のれん勘定の償却方法及び償却期間  
該当事項はありません。

令和5年度

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において  
確定した利益処分に基づいて作成しています。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	67,733,443千円
別段預金、定期性預金	△59,302,267千円
現金及び現金同等物	8,431,176千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

《当組合》

・購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・果汁

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・買取販売品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・その他の棚卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

令和6年度

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において  
確定した利益処分に基づいて作成しています。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	65,129,099千円
別段預金、定期性預金	△59,802,267千円
現金及び現金同等物	5,326,832千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

《当組合》

・購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・果汁

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・買取販売品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・その他の棚卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

「株式会社あいとサービス」

- ・ 購入品（農機具製品、自動車製品）  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ 購入品（燃料、農機具部品、自動車部品）  
売価還元方法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております）。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

「当組合」

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当ててい

「株式会社あいとサービス」

- ・ 購入品（農機具製品、自動車製品）  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ 購入品（燃料、農機具部品、自動車部品）  
売価還元方法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております）。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

「当組合」

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当ててい

ます。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

《株式会社あいとサービス》

貸倒引当金は、債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

《当組合》

【正職員】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

《株式会社あいとサービス》

ます。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

《株式会社あいとサービス》

貸倒引当金は、債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

《当組合》

【正職員】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計期から費用処理することとしています。

【正職員以外】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

《株式会社あいとサービス》

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

なお、子会社は職員 300 人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号平成 11 年 9 月 14 日）により、簡便法を採用しています。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく連結会計期末要支給額を計上しています。

#### (5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 収益認識関連

当組合及び子会社等は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

##### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合及び子会社等が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っていま

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

なお、子会社は職員 300 人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号平成 11 年 9 月 14 日）により、簡便法を採用しています。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく連結会計期末要支給額を計上しています。

#### (5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 収益認識関連

当組合及び子会社等は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

##### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

##### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合及び子会社等が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っていま

す。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

三川麦センター・櫛引水稻育苗センター・藤島缶詰加工・葬祭センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸す

す。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

大豆乾燥調製施設・櫛引水稻育苗センター・青果物集荷場・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸す

る事業であり、当組合及び子会社等は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計期の費用に計上しています

#### 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

#### 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

##### (2) 米共同計算

当組合及び子会社等は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表

る事業であり、当組合及び子会社等は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計期の費用に計上しています

#### 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

#### 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

##### (2) 米共同計算

当組合及び子会社等は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表

の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。（相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は連結事業年度末において会計処理を行っています。）

- (3) 当組合及び子会社等が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

《当組合》

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合及び子会社等が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

《株式会社あいとサービス》

購買事業収益のうち、子会社が代理人として購買品の供給に関与している場合には、総額で収益を表示しています。

### Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額  
291,771千円（繰延税金負債との相殺前）
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を

の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。（相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は連結事業年度末において会計処理を行っています。）

- (3) 当組合及び子会社等が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

《当組合》

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合及び子会社等が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

《株式会社あいとサービス》

購買事業収益のうち、子会社が代理人として購買品の供給に関与している場合には、総額で収益を表示しています。

### Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額  
296,003千円（繰延税金負債との相殺前）
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を

利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和5年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として、当組合及び子会社等が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額  
減損損失 123,614千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸倒引当金

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額

利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和5年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として、当組合及び子会社等が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額  
減損損失 61,850千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸倒引当金

- (1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 176,648 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## ① 算定方法

「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

## ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌連結事業年度に係る計算書類に及ぼす影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## IV 連結貸借対照表に関する注記

## 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は18,103,645千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	7,498,686 千円
機械装置	7,638,451 千円
土 地	1,617,403 千円
その他の有形固定資産	1,349,103 千円
うち構築物	1,159,892 千円
うち車両運搬具	57,885 千円
うち器具・備品	131,326 千円

## 2. 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,500,000千円を為替決済取引のための担保に、2,000千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、2,720千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権  
理事に対する金銭債権の総額

139,853 千円

## 4. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条

貸倒引当金 156,932 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## ① 算定方法

「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

## ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌連結事業年度に係る計算書類に及ぼす影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## IV 連結貸借対照表に関する注記

## 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は18,148,906千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	7,428,424 千円
機械装置	7,761,403 千円
土 地	1,624,961 千円
その他の有形固定資産	1,334,115 千円
うち構築物	1,154,091 千円
うち車両運搬具	48,905 千円
うち器具・備品	131,119 千円

## 2. 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,500,000千円を為替決済取引のための担保に、2,000千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、2,720千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権  
理事に対する金銭債権の総額

194,267 千円

## 4. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条

第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は148,506千円、危険債権額は252,284千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は1,432千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は396,222千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

##### 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日

平成11年3月31日

第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は154,652千円、危険債権額は234,680千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は1,042千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は390,374千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

##### 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日

平成11年3月31日

- 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,140,937千円

- 同法律第3条3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

V 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設（青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等）は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
新余目支所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産、 無形固定資産	業務内固定資産
立川支所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	//
月山ワイン研究所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	//
三川麦センター	遊休	土地	業務外固定資産
三川堆肥センター	遊休	建物、機械装置、土地、 その他の有形固定資産	//
庄内町西袋 他	遊休	土地	//

- 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,162,089千円

- 同法律第3条3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

V 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設（青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等）は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
月山ワイン研究所	稼働	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	業務内固定資産
庄内町西袋 他	遊休	土地	業務外固定資産

令和5年度

(2) 減損損失の認識に至った経緯

新余目支所及び立川支所については、来年度より行われる本支所施設の再編に伴い、事務所の減損処理を行いました。

月山ワイン研究所については、事業利益が継続的に赤字であることから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

三川麦センター及び三川堆肥センターについては、令和6年3月に事業が廃止になり、今後の活用に見込みがないことから遊休資産となりました。なお三川麦センターは、建物の解体撤去が決定しております。

上記は、建物が存在している土地であるため、それぞれの建物の解体費用見積額を減損損失として認識しました。

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

新余目支所	37,762千円
建物	36,706千円
機械装置	295千円
その他の有形固定資産	658千円
無形固定資産	103千円
立川支所	20,772千円
建物	20,476千円
機械装置	165千円
その他の有形固定資産	130千円
月山ワイン研究所	35,381千円
建物	24,867千円
機械装置	10,301千円
その他の有形固定資産	212千円
三川麦センター	6,769千円
土地	6,769千円
三川堆肥センター	22,436千円
建物	1,104千円
土地	21,141千円
その他の有形固定資産	190千円
庄内町西袋 他	491千円
土地	491千円
合計	123,614千円

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用してお

令和6年度

(2) 減損損失の認識に至った経緯

月山ワイン研究所については、事業利益が継続的に赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

月山ワイン研究所	61,436千円
建物	44,870千円
機械装置	15,739千円
土地	632千円
その他の有形固定資産	194千円
庄内町西袋 他	414千円
土地	414千円
合計	61,850千円

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用してお

り、令和5年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

## VI 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合及び子会社等管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロール

り、令和6年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

## VI 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合及び子会社等管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロール

ールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が208,139千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を

ールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が58,013千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を

作成し、安定的な流動性の確保に努めています。  
また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	67,176,437	67,146,598	△29,839
有価証券			
其他有価証券	6,214,380	6,214,380	-
貸出金	32,957,356		
貸倒引当金(*1)	△122,489		
貸倒引当金控除後	32,834,866	33,014,877	180,010
経済事業未収金	1,936,791		
貸倒引当金(*2)	△51,933		
貸倒引当金控除後	1,884,858	1,884,858	-
経済受託債権	5,425,705		
貸倒引当金(*2)	△976		
貸倒引当金控除後	5,424,729	5,424,729	-
資産計	113,535,271	113,685,443	150,171
貯金	114,973,121	115,191,621	218,500
経済受託債務			
負債計	117,606,101	117,824,601	218,500

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説

作成し、安定的な流動性の確保に努めています。  
また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	64,485,741	64,280,141	△205,599
有価証券			
其他有価証券	5,991,260	5,991,260	-
貸出金	34,632,172		
貸倒引当金(*1)	△115,857		
貸倒引当金控除後	34,516,314	32,421,081	△95,233
経済事業未収金	2,201,949		
貸倒引当金(*2)	△52,767		
貸倒引当金控除後	2,149,181	2,149,181	-
経済受託債権	7,085,866		
貸倒引当金(*2)	△142		
貸倒引当金控除後	7,085,723	7,085,723	-
資産計	114,228,221	113,927,389	△300,832
貯金	117,126,256	117,042,464	△83,791
経済受託債務	2,258,880	2,258,880	-
負債計	119,385,136	119,301,344	△83,791

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説

明

## 【資産】

## ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## ④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ② 経済受託債務

明

## 【資産】

## ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## ④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ② 経済受託債務

令和5年度

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (* 1)	8,166,881
合計	8,166,881

(\* 1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	67,176,437	-	-	-	-	-
有価証券 (*1) その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	6,600,000
貸出金 (*2,3)	4,913,929	2,418,179	2,198,029	1,995,628	1,688,817	19,641,057
経済事業未収金 (*4)	1,877,262	-	-	-	-	-
経済受託債権	5,425,705	-	-	-	-	-
合計	79,393,335	2,418,179	2,198,029	1,995,628	1,688,817	26,241,057

(\* 1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(\* 2) 貸出金のうち、当座貸越1,632,162千円については「1年以内」に含めています。

(\* 3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等101,714千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\* 4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等59,529千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和6年度

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (* 1)	9,896,291
合計	9,896,291

(\* 1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	64,485,741	-	-	-	-	-
有価証券 (*1) その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	6,700,000
貸出金 (*2,3)	4,239,029	2,442,438	2,249,249	1,956,457	1,761,667	21,886,983
経済事業未収金 (*4)	2,152,296	-	-	-	-	-
経済受託債権	7,085,866	-	-	-	-	-
合計	77,962,933	2,442,438	2,249,249	1,956,457	1,761,667	28,586,983

(\* 1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(\* 2) 貸出金のうち、当座貸越1,260,063千円については「1年以内」に含めています。

(\* 3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等96,345千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\* 4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等49,652千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和5年度

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
貯金(*)	101,629,535	5,827,165	4,564,473	714,204	2,223,453	14,288
経済受託債務	1,684,714	-	-	-	-	-
合計	103,314,249	5,827,165	4,564,473	714,204	2,223,453	14,288

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得価額又は 償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超える もの	国債	-	-	-
	地方債	203,510	200,000	3,510
	政府保証債	612,102	599,481	12,649
	社債	403,160	400,000	3,160
	小計	1,218,772	1,199,481	19,319
貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超えな いもの	国債	1,270,640	1,389,841	△119,201
	地方債	2,418,750	2,600,000	△181,250
	政府保証債	189,200	200,000	△10,800
	社債	1,117,017	1,199,777	△82,787
	小計	4,995,607	5,389,618	△394,038
合計		6,214,380	6,589,099	△374,719

(\*) なお、上記評価差額から繰延税金負債5,344千円を差し引いた額△380,062千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当連結会計中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当連結会計中に売却したその他有価証券

当連結年度中に売却したその他有価証券はありません。

4. 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更と

令和6年度

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
貯金(*)	101,677,422	3,688,567	5,691,596	1,680,212	4,388,690	4,766
経済受託債務	2,258,880	-	-	-	-	-
合計	104,292,693	3,688,567	5,691,596	1,680,212	4,388,690	4,766

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得価額又は 償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超えな いもの	国債	1,254,430	1,487,870	△233,440
	地方債	2,398,260	2,800,000	△401,740
	政府保証債	743,570	799,525	△55,955
	社債	1,595,000	1,799,794	△204,793
	小計	5,991,260	6,887,190	△895,930
合計		5,991,260	6,887,190	△895,930

2. 当連結会計中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当連結会計中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	100,000	-	△22,106

4. 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更と

なった有価証券はありません。

5. 当連結会計期間中において、減損処理を行った有価証券

当連結会計期間中において、減損処理を行った有価証券はありません。

## VIII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付債務の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における退職給付債務	2,181,685千円
勤務費用	97,766千円
利息費用	6,786千円
数理計算上の差異の発生額	118,121千円
退職給付の支払額	<u>△270,704千円</u>
連結会計期末における退職給付債務	2,133,654千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

3. 年金資産の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における年金資産	1,279,071千円
期待運用収益	13,647千円
数理計算上の差異の発生額	11,604千円
確定給付型年金制度への拠出金	43,755千円
特定退職金共済制度への拠出金	785千円
退職給付の支払額	<u>△115,558千円</u>
連結会計期末における年金資産	1,233,307千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

4. 退職給付債務及び年金資産の連結会計期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,133,654千円
確定給付型年金制度	<u>△1,223,640千円</u>

なった有価証券はありません。

5. 当連結会計期間中において、減損処理を行った有価証券

当連結会計期間中において、減損処理を行った有価証券はありません。

## VIII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付債務の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における退職給付債務	2,136,518千円
勤務費用	133,711千円
利息費用	7,885千円
数理計算上の差異の発生額	△32,175千円
退職給付の支払額	<u>△126,171千円</u>
連結会計期末における退職給付債務	2,119,768千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

3. 年金資産の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における年金資産	2,282,455千円
期待運用収益	13,686千円
数理計算上の差異の発生額	1,059,627千円
確定給付型年金制度への拠出金	42,735千円
特定退職金共済制度への拠出金	770千円
退職給付の支払額	<u>△19,176千円</u>
連結会計期末における年金資産	1,260,844千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

4. 退職給付債務及び年金資産の連結会計期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,119,768千円
確定給付型年金制度	<u>△1,251,775千円</u>

令和5年度

特定退職金共済制度	△9,667千円
未認識数理計算上の差異	△102,018千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	798,329千円
退職給付金に係る負債	798,329千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	798,329千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	97,766千円
利息費用	6,786千円
期待運用収益	△13,647千円
数理計算上の差異の費用処理額	47,104千円
合計	138,010千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	63%
	年金保険投資	28%
	現金及び預金	4%
	その他	5%
	合計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%~1.46%
長期期待運用収益率	1.2%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,081千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、195,529千円となっています。

令和6年度

特定退職金共済制度	△9,068千円
未認識数理計算上の差異	△102,018千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	756,905千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133,711千円
利息費用	7,885千円
期待運用収益	△13,686千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,062,204千円
合計	1,190,114千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	72%
	年金保険投資	25%
	現金及び預金	3%
	合計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%~1.46%
長期期待運用収益率	1.25%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,644千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、170,588千円となっています。

令和5年度

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	220,347千円
貸倒引当金	20,573千円
賞与引当金	34,998千円
減損損失（償却資産）	121,696千円
減損損失（土地）	103,855千円
資産除去債務	25,571千円
貸倒引当金自己否認額	28,456千円
その他	166,083千円
繰延税金資産小計	721,589千円
評価性引当額	△410,417千円
繰延税金資産合計（A）	311,172千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△809千円
その他有価証券評価差額金	△5,343千円
有形固定資産（除去費用）	△4,114千円
返品資産	△9,132千円
繰延税金負債合計（B）	△19,400千円

繰延税金資産の純額（A）+（B） 291,771千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率（調整）	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.99%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.50%
事業分量配当等の損金に算入される項目	△3.81%
住民税均等割等	1.59%
評価性引当額の増減	△18.74%
法人税額の特別控除	△1.45%
その他	0.67%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.42%

令和6年度

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	225,216千円
貸倒引当金	13,920千円
賞与引当金	34,428千円
減損損失（償却資産）	131,827千円
減損損失（土地）	94,079千円
資産除去債務	26,526千円
貸倒引当金自己否認額	29,196千円
その他	306,546千円
繰延税金資産小計	861,749千円
評価性引当額	△551,465千円
繰延税金資産合計（A）	310,284千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△830千円
有形固定資産（除去費用）	△3,682千円
返品資産	△9,766千円
繰延税金負債合計（B）	△14,280千円

繰延税金資産の純額（A）+（B） 296,003千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率（調整）	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.65%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.12%
住民税均等割等	1.09%
評価性引当額の増減	△4.01%
法人税額の特別控除	△0.77%
その他	0.57%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.39%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

《当組合》

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度により、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一次差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税

## X 賃貸等不動産に関する注記

## 1. 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
2,042,851	2,229,909

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期連結会計末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

## XI 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は4,848千円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は12,971千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しています。

≪株式会社あいとサービス≫

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度により、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一次差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.05%から34.90%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は958千円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。

## X 賃貸等不動産に関する注記

## 1. 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,963,318	2,125,505

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期連結会計末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

## XI 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## XII 資産除去債務に関する注記

## 1. 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～14年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

## 3. 当連結会計期末における当該資産除去債務の総額の増減

連結会計期首残高	91,448千円
時の経過による調整額	1,000千円
連結会計期末残高	<u>92,448千円</u>

## XII 資産除去債務に関する注記

## 1. 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～13年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

## 3. 当連結会計期末における当該資産除去債務の総額の増減

連結会計期首残高	92,448千円
時の経過による調整額	1,021千円
連結会計期末残高	<u>93,469千円</u>

## (9) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科目	5年度	6年度
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	5,196	5,444
2. 利益剰余金増加額	275	281
当期剰余金	286	281
園芸振興支援積立金取崩による増加額	-	-
リスク管理積立金取崩による増加額	-	-
再評価差額金取崩による増加額	△11	0
3. 利益剰余金減少高	27	-
園芸振興支援積立金取崩	-	-
会計方針の変更による累積的影響額	-	-
リスク管理積立金取崩額	-	-
その他減少額	-	-
4. 利益剰余金期末残高	5,444	5,725

## (10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区分	5年度	6年度	増 減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	143	155	12
危険債権額	252	235	△17
要管理債権額	1	1	0
うち三月以上延滞債権額	-	-	-
うち貸出条件緩和債権額	1	1	0
合計 (A)	396	391	△5
うち担保・保証付債権額 (B)	205	192	△13
担保・保証控除後債権額 (C) = (A) - (B)	191	199	8
個別計上貸倒引当金残高 (D)	108	115	7
差引額 (E) = (C) - (D)	83	84	1
一般計上貸倒引当金残高	14	1	△12
正常債権額	32,599	34,275	1,676

## (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

## 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

## 3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」と「5. 貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

## 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

## 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれら

に準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区分	項目	5年度	6年度
信用事業	事業収益	897	965
	経常収益	130	92
	資産の額	106,992	106,180
共済事業	事業収益	789	757
	経常収益	252	217
	資産の額	0	0
農業関連事業	事業収益	4,912	5,123
	経常収益	148	170
	資産の額	9,488	11,496
その他事業	事業収益	4,261	4,284
	経常収益	△27	△64
	資産の額	14,823	16,505
計	事業収益	10,859	11,129
	経常収益	503	415
	資産の額	131,303	134,181

## 2. 連結自己資本の充実の状況

### ○ 連結自己資本比率の状況

7年3月末における連結自己資本比率は、14.64%となりました。  
連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	庄内たがわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,836百万円（前年度3,926百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,972	9,561
うち、出資金及び資本準備金の額	4,007	3,917
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	5,046	5,725
うち、外部流出予定額(△)	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△81	△81
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15	1
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	15	1
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (④)	8,988	9,561
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	13	12
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	13	12
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (㊸)	13	12
自己資本		
自己資本の額 ((㊹) - (㊸)) (㊹)	8,974	9,549
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	57,630	63,751
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額からㄱ以下措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (Δ)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,380	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	1,380	
マーケット・リスク相当額の合計を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,260	1,458
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (㊺)	64,891	65,210
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (㊺/㊹)	13.83%	14.64%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 6 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

## ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
現金	553	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,392	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,411	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	2,005	120	5
地方三公社向け	383	76	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,118	13,424	537
法人等向け	1,028	1,017	41
中小企業等向け及び個人向け	4,628	3,356	134
抵当権付住宅ローン	2,833	990	40
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	84	83	3
取立未済手形	38	8	0
信用保証協会等保証付	16,664	1,643	66
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	1,730	1,730	69
(うち出資等のエクスポージャー)	1,730	1,730	69
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	22,893	33,784	1,351
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー)	7,262	18,156	726
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	15,631	15,628	625
証券化	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-
(うち非 STC 適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-

信用リスク・アセット	5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,381	55
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-
CVAリスク相当額 ÷ 8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	129,960	57,630	3,726
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 ③		所要自己資本額 ④=③×4%
		7,260	290
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計 ⑤		所要自己資本額 ⑥=⑤×4%
		64,891	2,596

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにされされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(粗利益 (正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

	6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ①	所要自己資本額 ②=①×4%
現金	541	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,391	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,411	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	2,005	120	5
地方三公社向け	383	76	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,118	13,423	537
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,027	1,017	41
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅小企業等向け及び個人向け	4,627	3,355	134
（うちトランザクター向け）	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-
（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
取立未済手形	-	-	-
信用保証協会等による保証付	16,664	1,642	66
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	0	-
共済約款貸付	-	0	-
出資等	1,829	1,829	73
（うち出資等のエクスポージャー）	1,829	1,829	73
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	0	-
上記以外	22,142	33,030	1,321
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー）	7,262	18,156	726

		6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 ④	所要自己資本額 ⑤=④×4%
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	14,879	14,874	595
証券化		-	-	-
	(うち STC 要件適用分)	-	-	-
	(うち非 STC 適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化		-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドレート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計		-	-	-
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)		-	-	-
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 〈簡易方式又は標準的方式〉		マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 ④	所要自己資本額 ⑤=④×4%	
		-	-	
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 ④	所要自己資本額 ⑤=④×4%	
		5,314	213	
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 合計 ④	所要自己資本額 ⑤=④×4%	
		5,314	213	

## ③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,458
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	58
B I	972
B I C	116

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は基本的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理体制、方針等は、単体の開示内容（P12）をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

㊦ リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

㊧ リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、 JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、 JCR、S&P、Fitch	
法人向けエクスポージャー	R&I、Moody's、 JCR、S&P、Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	5年度				6年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	
国内	130,110	33,002	6,601	189	134,097	34,665	6,900	530	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	130,110	33,002	6,601	189	134,097	34,665	6,900	530	
法人	農業	524	524	-	-	554	553	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	23	23	-	-	20	16	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	300	-	300	-	300	-	300	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1,505	-	1,505	-	1,505	-	1,505	-
	金融・保険業	65,051	825	600	-	64,133	400	801	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,703	172	-	-	1,730	73	-	-
	日本国政府・地方公共団体	10,332	6,136	4,195	-	10,075	5,781	4,293	-
上記以外	589	589	-	-	2,557	605	-	-	
個人	24,732	24,732	-	123	28,785	27,237	-	229	
その他	23,351	-	-	66	24,438	-	-	300	
業種別残高	130,110	33,002	6,601	189	134,097	34,665	6,900	530	
1年以下	68,974	1,856	-	-	65,794	1,363	-	2	
1年超3年以下	1,323	1,323	-	1	1,373	1,372	-	2	
3年超5年以下	2,060	2,060	-	1	1,874	1,874	-	3	
5年超7年以下	1,814	1,814	-	1	1,767	1,767	-	3	
7年超10年以下	3,417	3,417	-	-	3,694	3,395	300	3	
10年超	28,609	22,008	6,601	-	30,964	24,364	6,600	9	
期限の定めのないもの	23,912	522	-	187	28,630	531	-	507	
残存期間別残高	130,110	33,002	6,601	189	134,097	34,665	6,900	530	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減 (単位：百万円)

	5年度					6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的師匠	その他	
一般貸倒引当金	15	15	-	15	15	15	1	-	15	1
個別貸倒引当金	180	149	-	180	149	149	145	-	149	145

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位：百万円)

	5年度						6年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	180	149	-	180	149	-	149	145	-	149	145	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	180	149	-	180	149	-	149	145	-	149	145	-	
法人	農業	-	2	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	180	33	-	180	33	-	33	8	-	33	8	-	
個人	-	114	-	-	114	-	114	137	-	114	137	-	
業種別計	180	149	-	180	149	-	149	145	-	149	145	-	

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	643	-	643	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,489	-	1,489	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	7,909	-	7,909	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	200	-	200	-	20	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	2,206	-	2,206	-	140	6
地方三公社向け	20	805	-	805	-	161	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	64,405	-	64,405	-	12,881	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	117	-	117	-	117	100
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,807	276	3,693	27	3,015	81
（うちトラザクター向け）	45	-	105	-	10	4	45
不動産関連向け	20~150	8,213	-	8,156	-	6,110	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	8,058	-	8,012	-	6,009	75
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	155	-	143	-	100	70
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	377	1	377	0	565	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	6	-	5	-	5	100
取立未済手形	20	22	-	22	-	4	20

信用保証協会等による保証付	0~10	17,986	-	17,779	-	1,777	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	1,729	-	1,729	-	1,729	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	24,002	0	24,002	0	37,222	155
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	8,566	-	8,566	-	21,415	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	246	-	246	-	616	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	15,189	0	15,189	0	15,189	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち S T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期 S T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され	-	-	-	-	-	-	-

なかったものの額 (△)							
合計 (信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	-	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度においては記載していません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)									
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,489	-	-	-	-	-	1,489			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-			
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	7,909	-	-	-	-	-	-	7,909		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機関機構向け	-	200	-	-	-	-	-	200		
我が国の政府関係機構向け	802	1,403	-	-	-	-	-	2,206		
地方三公社向け	-	-	805	-	-	-	-	805		
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,405	-	-	-	-	-	-	-	64,405	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	117	-	-	117	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	250%	400%	その他	合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-				
株式等	-	-	1,829	-	-	1,829				

	45%		75%		80%		100%		その他		合計		
中堅中小企業等向け及び個人向け	10		2,577		310		795		24		3,721		
(うちトランザクター向け)	10		-		-		-		-		10		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,012	-	8,012
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	143		-		-		-		-		-		143
	60%				その他				合計				
不動産関連向けうちADC向け	-				-				-				
	100%			150%			その他			合計			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-			376			-			377			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5			-			-			5			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	643		-		-		-		-		643		
取立未済手形	-		-		22		-		-		22		
信用保証協会等による保証付	-		17,772		-		-		6		17,779		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-		
共済約款貸付	-		-		-		-		-		-		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高 (単位: 百万円)

		5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	-	10,344	10,344
	リスク・ウエイト2%	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	18,870	18,870
	リスク・ウエイト20%	59,303	8,237	67,540
	リスク・ウエイト35%	-	2,833	2,833

	リスク・ウエイト 50%	83	-	83
	リスク・ウエイト 75%	-	4,670	4,670
	リスク・ウエイト 100%	1,121	18,766	19,887
	リスク・ウエイト 150%	16	-	16
	リスク・ウエイト 250%	-	7,262	7,262
	その他	-	-	-
	リスク・ウエイト 1250%	-	-	-
	計	60,522	70,983	131,505

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	95,772	-	-	95,456
40%～70%	155	105	10	154
75%	10,625	147	10	10,589
80%	-	0	11	0
85%	310	-	-	310
90%～100%	918	6	10	918
105%～130%	-	-	-	-
150%	376	-	10	376
250%	1,829	-	-	1,829
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	23	19	10	25
合計	110,012	278	10	109,661

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っております。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P97）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

	5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	5	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	5	802	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区分	6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを 含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等 向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクス ポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	2	802	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項  
該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項  
該当する取引はありません。

(7) CVAに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っております。また、関連会社については、これら準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理体制、方針等は、単体の開示内容（P12）とご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っております。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理体制、方針等は、単体の開示内容（P100）とご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価額

(単位：百万円)

	5年度		6年度	
	連結貸借対照表連結計上額	時価評価額	連結貸借対照表連結計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,166	8,166	9,896	9,896
合計	8,166	8,166	9,896	9,896

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

(11) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	5年度	6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。  
JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容(P101)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB: 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	244	534	7	21
2	下方パラレルシフト	0	0	37	11
3	スティーブ化	648	894		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	342	185		
7	最大化	648	894	37	21
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,549		8,974	

## 確 認 書

1. 私は、当JAの6年4月1日から7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
  
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和7年7月1日

庄内たがわ農業協同組合

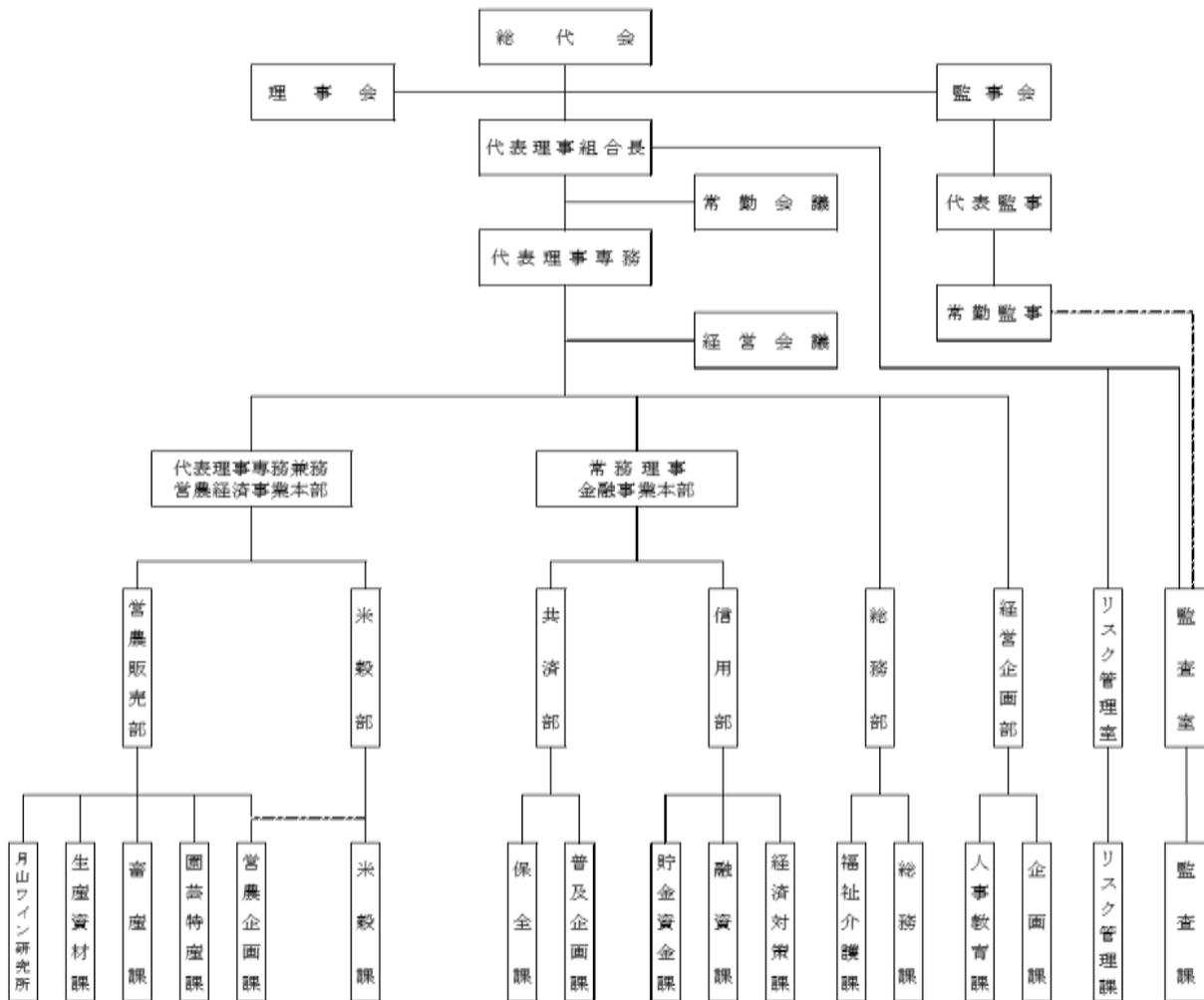
代表理事組合長 海藤 喜久男

【JAの概要】

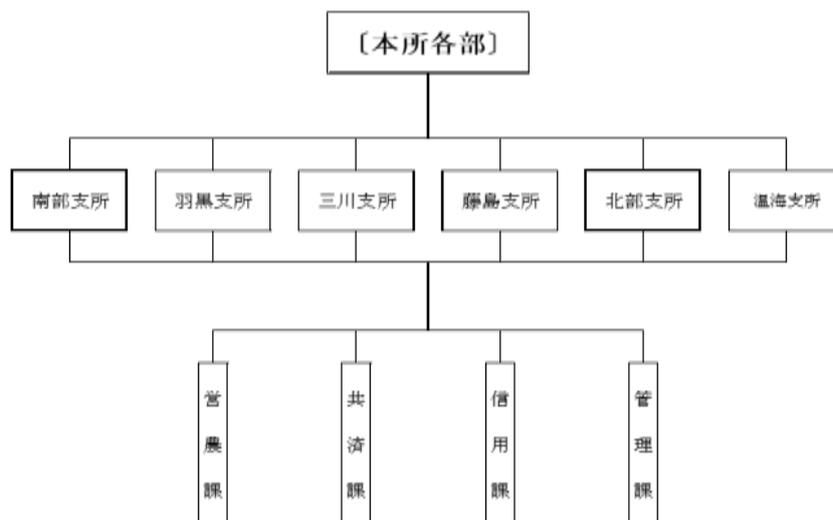
1. 庄内たがわ農協業同組合機構図

令和7年6月20日現在

〔本所〕



〔支所〕



(注) 令和7年2月に新余目支所と立川支所を再編統合し北部支所、同年4月に櫛引支所と朝日支所を機能再編し南部支所としています。

## 2. 役員構成（役員一覧）

役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無	氏名	担当職務
代表理事組合長	常勤	有	海藤 喜久男	コンプライアンス担当理事
代表理事専務	常勤	有	小林 馨	営農経済事業本部長
常務理事	常勤	無	佐藤 茂春	金融事業本部長
理事	非常勤	無	釧持 康光	管理・金融
理事	非常勤	無	鈴木 聡	営農・経済
理事	非常勤	無	加藤 智	営農・経済
理事	非常勤	無	川井 利光	管理・金融
理事	非常勤	無	佐藤 宣夫	管理・金融
理事	非常勤	無	阿部 博義	管理・金融
理事	非常勤	無	黒田 暢	営農・経済
理事	非常勤	無	渡部 修	営農・経済
理事	非常勤	無	大沼 恒司	営農・経済
理事	非常勤	無	上林 淳	管理・金融
理事	非常勤	無	佐藤 浩幸	管理・金融
理事	非常勤	無	疋田 勝幸	営農・経済
理事	非常勤	無	宮崎 康史	管理・金融
理事	非常勤	無	鈴木 茂	営農・経済
理事	非常勤	無	田中 壽一	営農・経済
理事	非常勤	無	清野 大輔	営農・経済
理事	非常勤	無	小林 忠好	管理・金融
理事	非常勤	無	佐藤 昌幸	営農・経済
理事	非常勤	無	丸山 晃聖	営農・経済 (令和7年5月31日退任)
理事	非常勤	無	日向 誠	営農・経済
理事	非常勤	無	成澤 和彦	営農・経済
理事	非常勤	無	三浦 和彦	営農・経済
代表監事	非常勤		押切 光久	
常勤監事	常勤		佐藤 敏勝	
監事	非常勤		齋藤 忠克	
監事	非常勤		伊藤 篤	
監事	非常勤		牧 一男	
監事	非常勤		齋藤 昇栄	員外監事

## 3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士清水芳彦氏及び公認会計士西村克広氏であります。

## 4. 組合員数

(単位：人、団体)

	5年度末	6年度末	増 減
正組合員数	10,665	10,338	△327
個 人	10,573	10,244	△329
法 人	92	94	2
准組合員数	7,730	7,947	217
個 人	6,821	7,038	217
法 人	908	908	0
合 計	18,395	18,285	△110

## 5. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
生産組合長会	290名	温室メロン部会	19名
青年部	158名	ネットメロン部会	11名
女性部	757名	里芋部会	19名
庄内柿生産組織連絡協議会	761名	花き部会	90名
ブルーベリー部会	44名	椎茸部会	26名
さくらんぼ部会	68名	養豚部会	6名
赤かぶ部会	55名	肉用牛部会	28名
長ねぎ部会	87名	酪農部会	6名
枝豆部会	39名	農政対策推進協議会	9,799名
ミニトマト部会	27名		

(注) 令和6年度の組織の状況を表示しています。

## 6. 特定信用事業代理業者の状況

区分	氏名又は名称	主たる事業所の所在地	代理業を営む所在地 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者			

## 7. 地区一覧（令和7年7月現在）

- 鶴岡市（旧藤島町、旧温海町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧朝日村）
- 東田川郡庄内町（旧余目町、旧立川町）
- 東田川郡三川町

## 8. 組合の沿革・歩み

平成7年4月1日、山形県内庄内地区の田川地区管内8JA（旧JAふじしま、旧JA庄内温海、旧JAしんあま  
るめ、旧JA立川、旧JA庄内三川、旧JA羽黒、旧JA櫛引町、旧JA庄内朝日）が合併し、庄内たがわ農業協同  
組合（JA庄内たがわ）を設立しました。

JA庄内たがわは、鶴岡市（旧藤島町、旧温海町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧朝日村）、庄内町（旧余目町、旧立  
川町）、三川町の1市2町（旧7町1村）からなる3行政区管内の広域JAであります。

鶴岡市上藤島に本所事務所を置き、6支所、2事業所を有しています。

### 平成7年度

- 4月 庄内たがわ農業協同組合発足
- 6月 羽黒支所庄内柿脱渋施設起工
- 9月 櫛引支所庄内柿集出荷施設完成

### 平成8年度

- 4月 余目町花き種苗センター稼
- 9月 羽黒支所カントリーエレベーター完成  
稼動
- 12月 「ヤマユリロード」オープン
- 3月 新余目西部カントリーエレベーター起工

### 平成9年度

- 5月 インターネットホームページ開設  
藤島支所種子センターサイロ増強工事  
起工
- 9月 ふれあい食材ブロック化スタート  
(株)エーコープ庄内設立総会  
新余目西部カントリーエレベーター稼動
- 10月 (株)エーコープ庄内設立
- 1月 櫛引町役場にATM設置
- 2月 助け合い組織「ふれあいハッピーの会」  
発足
- 3月 藤島町役場にATM設置

### 平成10年度

- 4月 購買オンラインシステム稼働  
広域配送センターオープン
- 5月 朝日村役場前にATM設置

### 平成11年度

- 4月 東郷支所新装オープン
- 8月 櫛引支所ATM南部店オープン
- 11月 JA庄内たがわホームページ「もっけだ  
ねっと」設置

### 平成12年度

- 4月 女性部朝日支部直売店オープン
- 5月 南部CE起工式
- 5月 JAグリーンふじしま店オープン
- 10月 福祉用具貸与事業開始

### 平成13年度

- 5月 三川支所ATM押切店オープン
- 8月 枝豆新ブランド「庄内ちゃまめ」初出荷式
- 9月 農産物検査機関発足式  
民間検査員第1期生が登録証交付
- 9月 立川カントリーエレベーター稼動
- 10月 「第1回月山ワイン新酒フェスティバル」  
の開催
- 3月 契約いちご部会設立

### 平成14年度

- 5月 女性参与理事会初出席
- 5月 JA庄内たがわ人参部会設立総会
- 7月 アスパラガス部会1億円達成祝賀会
- 8月 安全農産物供給対策本部設置
- 9月 JA庄内たがわ椎茸部会2億円達成記  
念大会
- 2月 企業協力会「飛翔会」発足
- 3月 JAグリーンコーナー櫛引オープン記  
念イベント

### 平成15年度

- 5月 たがわシンボルマーク・キャラクター・  
ロゴ・キャッチフレーズお披露目
- 5月 インターネットショップ「JAタウン」  
出店
- 8月 広域配送センターオープンセレモニー
- 3月 JA庄内たがわ枝豆部会設立総会
- 3月 「商品開発委員会」第1回委員会開催
- 3月 山戸・福栄出張所オープンセレモニー

平成16年度

- 4月 たがわ統一アスパラ部会設立
- 6月 花卉販売額5億円達成記念祝賀会
- 8月 農産物生産安定対策本部設置
- 9月 温海椎茸生産組合販売高1億円達成祝賀会
- 11月 JA庄内たがわ「准組合員親睦交流会」開催
- 1月 女性部10周年記念事業「海外女性文化交流集会」開催
- 1月 青年部「冬期盟友研修会並びに10周年記念式典」開催

平成17年度

- 6月 「JA庄内たがわ合併10周年記念」合同竣工式並びに記念誌発行祝賀会
- 9月 山形県漁業協同組合と葬祭事業で業務提携
- 10月 庄内たがわまるごとフェアを愛知県内のAコープ3店舗で開催
- 1月 雪害対策本部を設置
- 1月 オートパル中央並びにオートパル庄内町がオープン

平成18年度

- 7月 新余目基幹支所移転オープン
- 8月 藤島基幹支所移転オープン
- 11月 JAグリーンコーナー庄内町店オープン
- 1月 鶴岡市との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結
- 2月 凍霜害等異常気象対策本部を設置
- 3月 新品種「のびのび」生産販売総決起大会

平成19年度

- 6月 生活いきいき館オープン
- 8月 女性部が日本赤十字山形県支部に新潟中越地震への義援金を寄付
- 12月 グリーンコーナー羽黒店オープン
- 3月 優良ふるさと食品中央コンクール国産農林産品利用部門で「はえぬき麺」が農林水産大臣賞受賞
- 3月 融雪遅延対策本部を設置

平成20年度

- 6月 「産直パペット」オープン
- 8月 集中豪雨被害対策本部設置

- 8月 女性部が日本赤十字社山形県支部に岩手・宮城内陸地震への義援金を寄与
- 10月 三川基幹支所移転
- 10月 JA-SS「タキタロードあさひ」オープン

平成22年度

- 5月 ユーアイコープ組合員親子と田植え交流会
- 9月 JAインショップ「旬菜市场」が鶴岡こびあ店に開設
- 10月 つや姫初出荷式
- 11月 やまぶしロードはぐろSSオープン
- 12月 湯殿山スキー学校とスポンサー契約
- 1月 消防団協力事業所に当JAが選出

平成22年度

- 4月 庄内映画村オープンセット内に直売所をオープン
- 7月 若い男女に出会いの場を提供する「ふれあい交流会」を開催
- 9月 JA庄内たがわ合併15周年記念「第34回月山ワインまつり」を開催
- 11月 山形県JA代表者緊急決起集会でTPP参加反対を求める
- 12月 「ふじの花ロード」「フラワーロード庄内」「フルーツロードくしびき」の愛称でセルフスタンドをオープン
- 3月 女性部が被災者へ義援金468万円を寄付

平成23年度

- 4月 鶴岡市と小中学校の給食用野菜を納入する協定を結ぶ
- 5月 南部庄内柿部会設立総会
- 11月 「なの花ロードみかわ」セルフスタンドをオープン
- 2月 JA青年部櫛引支部が手づくり看板全国コンクールで最優秀賞を受賞
- 3月 黒井組合長が全国農業協同組合特別功労賞を受賞
- 3月 庄内柿生産組織連絡協議会が鶴岡市農業発展奨励賞を受賞

平成24年度

- 9月 まるごとJA庄内たがわ「食」の旅
- 11月 JA庄内たがわ農業まつり

- 11月 つや姫コンテスト2012 トパフォーマンス賞を獲得
- 12月 児童養護施設「七窪思恩園」に米を贈呈 7月 産直施設「んめ農マルシェ」オープン
- 12月 鶴岡警察署より農産物提供による被害者支援活動に寄与し感謝状を受ける 10月 通所介護施設「えがお・デ・あいと」オープン
- 1月 鶴岡市やJA、大学などの6者による農業の人材育成・確保に関する協定締結式令和元年度
- 平成25年度
- 9月 第37回月山ワインまつり
- 10月 庄内柿出荷出発式
- 12月 つや姫コンテスト2013
- 令和元年度
- 7月 日本ワインコンクール2019で「豊穰神話 甲州」「ソレイユ・ルバン 甲州シュール・リー2018」が銀賞を獲得
- 11月 大嘗祭へ庄内柿を献上
- 2月 女性向け庄内柿剪定講習会開催
- 平成26年度
- 5月 TPPから食と暮らし・いのちを守る山形県民集会
- 8月 株式会社あいとサービス設立祝賀会
- 10月 「ワインde婚活」開催
- 2月 月山ワイン山ぶどう研究所大高根農場記念山形県農業賞受賞祝賀会
- 令和2年度
- 4月 第15回フェミニナリーズ世界ワインコンクールで「ソレイユ・ルバンヤマソービニオン2018」が金賞を受賞
- 5月 鶴岡市立農業者育成学校（SEADS）開校
- 6月 産直「んめ農マルシェ」オンラインショップ開設
- 7月 花き集荷施設へ花き予冷库竣工
- 平成27年度
- 4月 福祉介護支援センター開設
- 7月 合併20周年記念事業「にっぽん丸クルーズ北海道の旅」
- 9月 合併20周年記念事業「第39回月山ワインまつり」
- 10月 合併20周年記念式典並びに記念講演会
- 令和3年度
- 4月 第15回フェミニナリーズ世界ワインコンクールで金賞を受賞
- 平成28年度
- 9月 日本農業新聞「移動編集局」が開局
- 1月 JA青年部櫛引支部の手作り看板が全国コンクールでJA全農賞を受賞
- 2月 「JA営農指導実践全国大会」で営農販売部佐藤昌幸係長が最優秀賞を獲得
- 3月 園芸販売高40億円必達大会
- 令和4年度
- 4月 第16回フェミニナリーズ世界ワインコンクールで金賞を受賞
- 2月 JA全農と月山ワイン共同企画商品「月のささやき」発売
- 平成29年度
- 4月 第11回フェミニナリーズ世界ワインコンクールで最高位の金賞受賞
- 1月 ㈱あつみ農地保全組合（温海）が鶴岡市農業発展奨励賞を受賞
- 2月 ジャパン・ワイン・チャレンジ2017で月山ワインの「ソレイユ・ルバン甲州シュールリー2016」が最高賞を受賞
- 令和5年度
- 4月 第17回フェミニナリーズ世界ワインコンクールで金賞銀賞を受賞
- 9月 庄内柿脱渋・青果物予冷施設完成
- 3月 大豆乾燥調製施設完成
- 平成30年度
- 7月 日本ワインコンクール2018で「月山ワイン 豊穰神話 甲州」が金賞並びにコス
- 令和6年度
- 2月 北部支所オープンセレモニー

## 9. 店舗体制

(令和7年7月31日現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	ATM
本所	999-7611 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	0235-64-3000	
温海支所	999-7204 鶴岡市湯温海字湯之里284番地	0235-43-3411	1台
北部支所	999-7781 東田川郡庄内町廻館字盛利新田28番地5	0234-42-1000	1台
立川事業所 (営農)	999-6601 東田川郡庄内町狩川字小野里54番地	0234-56-2133	
藤島支所	999-7604 鶴岡市藤浪4丁目105番2	0235-64-2212	1台
三川支所	997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東18番地2	0235-66-2323	1台
羽黒支所	997-0141 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰9番地の5	0235-62-2141	1台
南部支所	997-0342 鶴岡市三千刈字藤掛18番地	0235-57-2150	1台
朝日出張所 (信用) 朝日事業所 (営農)	997-0404 鶴岡市下名川字落合7番地	0235-53-2512	1台

(店舗外 ATM の設置台数 8 台)

設 置 場 所	
鶴岡市(山五十川) 山戸 ATM	庄内町(狩川) 立川 ATM
鶴岡市(木野俣) 福栄 ATM	鶴岡市(藤島) Aコープふじしま ATM
庄内町(余目) 余目 ATM	三川町(猪子) 東郷 ATM
庄内町(木ノ沢) 立谷沢 ATM	鶴岡市(野荒町) 泉 ATM





これからも…ずっと…

庄内  
たがわ

Japan Agricultural Cooperatives  
SHONAI TAGAWA

〒999-7611 山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1  
TEL.0235-64-3000(代表) FAX.0235-64-5711  
URL <http://ja-shonai.or.jp>  
E-mail [tagawa@ja-shonai.or.jp](mailto:tagawa@ja-shonai.or.jp)